

令和3年

第4回定例会

会議録

令和3年12月14日

令和3年第4回 江差町議会定例会  
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年12月14日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
〔議長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 5 令和3年第3回定例会  
認定第1号 令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和2年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和2年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和2年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和2年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第8号 令和2年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第9号 令和2年度江差町水道事業会計決算の認定について  
〔町長 行政報告〕
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第1号 令和3年度江差町一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第1号 江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第2号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第10	議案第3号	令和3年度江差町一般会計補正予算（第14）について
日程第11	議案第4号	令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について
日程第12	議案第5号	令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第6号	令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第7号	令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15	議案第8号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について
日程第16	議案第9号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について
日程第17	同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第18	発議第1号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について
日程第19	発議第2号	北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出について
日程第20	発議第3号	高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、「原則1割」の継続を求める意見書の提出について
日程第21	発議第4号	加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出について
日程第22	発議第5号	保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議		長	打越東亜夫
副	議	長	萩原徹
議		員	薄木晴午
			飯田隆一行
			室井正行
			塚本眞
			西海谷望
			小梅洋子
			小野寺真
			小林くにこ
			出崎太郎
			大門和幸

◎ 出席説明者

町		長	照井誉之介
副	町	長	田畑明
教	育	長	太田誠
総	務	長	中川智
まちづくり	推進	長	尾山徹
まちづくり	推進	参事	長尾恵一
財	政	長	斉藤敏己
税	務	長	西海谷靖
町	民	長	竹内強
健康	推	長	白鳥智子
産業	振	長	出崎雄司
追	分	長	畑竜哉
建設	水	長	岸田雄治
高	齢	長	三好泰彦
出	納	長	岸田真由美
学	校	長	岸田礼治
社	会	長	安田克臣
総	務	幹	宮津宗介

(議会事務局)

局		長	梅川年代
書		記	森直彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和3年第4回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番小梅議員、8番室井議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

議長。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

それでは、委員会報告をさせていただきます。

当委員会は、11月26日、12月6日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受け、その提出議案内容から、日程及び運

営について協議いたしました。

今定例会の議案、一般質問などは、お手元に配布されておりますとおりでございますが、会期の日程は、本日12月14日の1日間といたしました。

一般質問については、これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められます。

質問の時間については、従来どおり答弁を含め60分の時間制としております。

また、質問答弁については、議員は、一回目の質問から自席で、理事者は、一回目の答弁は演壇で、再質問以降は自席で行う事とし、理事者の反問権については、従前とおりでございます。

また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は、事前通告制となっておりますので、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いいたします。

町理事者の議案説明についても、既に全員協議会などで説明をしている箇所は、簡潔明瞭にし、質問者の質問内容と整合性のある答弁に努めてもらいたいと思います。

議員、理事者を含め、本議会の運営に対しご理解とご協力を申し上げて、議会運営委員会において協議した結果を報告いたします。

以上。

(議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおり、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日といたします。

一般質問については、一問一答方式で行い、質問については、自席で行い、答弁については、一回目は演壇で、再質問以降は自席で行う事といたします。

質問の回数は、再再質問まで答弁を含め60分の時間制を採用して行う事といたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対し、議長の許可を得て反問できる事とし、それに要する時間は、60分の制限時間外とする事に決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能

な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図って参りますので、ご協力のほどをお願いいたします。

また、議場内の換気のために出入り口のドアを開口してありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和3年第3回定例会、発議第10号、かもめ島周辺の拠点に関する事務調査を議題といたします。

本案については、所管の総務産業常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

小梅委員長。

「小梅委員長」(総務産業常任委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

総務産業常任委員会の委員会報告をいたします。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告いたします。

まず、1番、調査事件。令和3年第3回定例会、発議第10号、かもめ島周辺の拠点化に関する事務調査。

2、調査期日。令和3年9月14日より12月の6日まで、ご覧のとおりスケジュールで、会議を開いておりますので、ご覧下さい。

3、調査の目的。平成30年に、かもめ島周辺の歴史文化資源を活用し、さらに新たな魅力を付加価値させて、町民や観光客などが集い、交流人口の拡大と江差町の最重要地区のひとつである、地区周辺の活性化を目指す事を基本理念とする北の江の島構想が策定された。

その後、議会においては、各議員の一般質問や各委員会の事務調査などでも、構想の早期具現化に対し、種々の考えを提示されているが、今日まで、江差町としての基本構想が示されていない。

しかし、本年第2回定例会において、北の江の島拠点施設整備基本構想策定の予算化がされた。

かもめ島周辺地区の拠点として、何を優先化すべきか。

地区全体構想を策定する上でも、極めて重要な先駆的事業として、拠点化に相応しい事業内容を調査する。

4、調査の結果。調査にあたっては、まちづくり推進課からこれまでの経過について説明を受け、意見交換を行ったほか、先進地視察を1回、委員会を5回開催し検討を重ねてきた。なお、先進地視察における結果報告については、別添資料を参照願いたい。

これら調査結果について、次のとおり意見を付して報告する。

現状認識、北の江の島拠点施設整備基本構想においては、江差海の駅開陽丸管理棟に新たに道の駅機能を付加しながら、観光体験拠点とするような方向性とされている。

しかし、現状においては、南ふ頭用地の活用方法が不明瞭な状況であり、開陽丸管理棟及び駐車場敷地をどこまで活用できるのかが明瞭化されていない状況も事実である。

南ふ頭用地を活用して、これらの拠点施設を建設する事がコスト面において、現実的ではないと考察した場合、現開陽丸管理棟前の芝生用地への増築化、もしくは、南ふ頭用地の一部を駐車場化できれば、現開陽丸駐車場用地も合わせた大規模な施設建設も可能と思われる。

意見、このような認識下において、拠点施設整備基本構想が策定途中であることを踏まえつつ、以下の点について意見する。

1、かもめ島を象徴空間とし、なお且つ町内外からの多様な層への誘客を進めなければならないが、呼び込むターゲット層を道南地域に絞り、他の市町村にない特色を持つ、子ども達の夢を叶えるような施設をかもめ島周辺に配置することで、かもめ島を中心とした魅力ある地域としての相乗効果が見込め、更なる付加価値を持たせられると考える。

2、既存のキャンプ場やマリンスポーツ等の体験型観光とリンクさせ、一過性ではなく、家族で一日中楽しめる定期的なイベント開催や遊具等の施設整備を進め、敷地の面積や各種補助金を有効的に活用する等し、決して中途半端な施設にはしてはいけないと考える。

3、寄ってもらう道の駅、海の駅ではなく、目的地にってもらう道の駅、海の駅を目指し、構想策定にあたっては、多様な意見を拝聴しながら取り進めているが、これは施設建設に目途がついたら取りやめるのではなく、常に町内外の利用者の目線に立ち、利用しやすい施設とすべく、継続的に実施していくべきである。

4、当町における観光全般に言える課題は、冬期間の運用である。ハロウィンやクリスマスなどの年中行事でも、これまでにない大々的な飾りつけをする等、地域全体として盛り上げる仕組みを考慮していく必要がある。

5、施設整備にあたって町財政の負担となるのは、イニシャルコストやランニングコストである。企画、設計、建設、運営、修繕などのライフサイクルコストを見据える事が重要であり、効率的かつ戦略的な施設運営や、たば風や塩害等への耐久力が高い維持管理が容易である事を考慮すべきである。

総括。平成30年策定の北の江の島構想において、開陽丸マリーナエリアでは、整備計画案として2つの構想案が掲載されており、また、港湾エリアでは港湾計画や関係機関等



と協議しながら、今後の利活用を検討していくとある。

今般の北の江の島拠点施設整備基本構想策定における事前説明等において、開陽丸マリーナエリアでは多少方向性に変化が見受けられるものではあるが、港湾エリアである南ふ頭の具体的な利活用の方向性は、まだ示されていない。この港湾エリアをどのように利活用していくかで、拠点施設整備の考えが全く異なるものとなる。

翌年、拠点施設整備基本構想案が提示されるものと思われるが、これにより、開陽丸マリーナエリア及び港湾エリアの利活用に係る一定の方向性が示されるべきであり、開陽丸エリアの整備のみに特化するものであれば、現状とあまり変わらない、施設が新しくなっただけのものになってしまう可能性がある。

かもめ島周辺地域を結果として、どのように整備を行おうとしているのか、未だ明確な全体像が見えない中ではあるが、江差町最大の魅力ある中核地区として、今までにない新たな価値を生み出し、多種多様な人々に利用して貰えるよう、新鮮な発想により、江差町にしか無い、期待や喜び、楽しさなどを満足させるような北の江の島構想とするべきである。以上です。

なお、その後ろの方に、総務産業常任委員会の視察の顛末が添付されてますので、参考になさって下さい。

以上でございます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

かもめ島周辺の拠点化に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については、委員長お報告のとおり、了承することに決定いたしました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に決定いたしました。

(議長)

次に、日程第5、令和3年第3回定例会、認定第1号、令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第9号、令和2年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの、各会計決算認定を一括して議題といたします。

ただいまの各会計決算の認定議案については、令和3年第3回定例会において、令和2年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

はい、萩原委員長。

「萩原委員長」(決算審査特別委員会報告)

令和2年度江差町一般会計外、8件の決算認定について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、6月定例会において審査すべき事件として本委員会に付託され、10月13日から15日まで町長及び教育長をはじめ、担当職員の出席を求め審査した結果、各会計決算については、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会として次の要望事項については、当局として十分検討されるようお願い

いたします。

最初に、有害鳥獣対策についてであります。

ヒグマ、エゾシカによる事故や被害が増加しているため、捕獲のための技術者の育成、確保が急務であり、より実効性のある取り組みや対策の強化をお願いするものであります。

次に、檜山地域人材開発センターについてであります。

昭和59年の建設から37年が経過しており、施設の老朽化が進んでおります。

今後における改修や防災機能強化を踏まえ、将来的な利活用の方向性を示す必要があると考えるところであります。

次に、高齢者の見守りについてであります。

福祉や介護などの様々な制度やサービスを利用していない制度的な繋がりがない高齢者への対応が不足していると思われるため、町内にある組織や団体が垣根を越えて、見守りの対応や体制づくりを構築していく必要があると考えるところであります。

次に、教職員住宅の今後の方向性についてであります。

既存の教職員住宅には、老朽化して居住困難なものが見受けられるため、民間賃貸住宅の状況や教員のニーズなどを踏まえた中で、今後の教職員住宅の在り方を検討すべきであり、居住困難なものについては、用途廃止や解体など、計画的な整理が必要であると考えるところであります。

最後に、その他として、各所管課の審査において、将来的な展望に立った提言や、事務事業の執行にあたり、細部にわたる意見、要望が出されています。

また、監査委員から提出された決算審査意見書で指摘された各項目についても十分精査し、今後の行政執行に当たられることを望むものであります。

以上、報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま報告がありました各会計決算の認定議案について、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これにより、認定第1号から順次、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次、討論、採決を行います。

認定第1号、令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許しま

す。

討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、討論を終結いたします。

(議長)

認定第1号の採決を行います。

令和2年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、認定第1号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、令和2年度江差町水道事業会計決算の認定についてまでの8件については、この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本件については、討論を省略し順次採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次、採決を行います。

認定第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第2号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

次に、認定第3号、令和2年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第3号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

認定第4号、令和2年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第4号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

認定第5号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第5号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

認定第6号、令和2年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第6号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

次に、認定第7号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第7号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

認定第8号、令和2年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第8号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

認定第9号、令和2年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、認定第9号は、認定する事に決定いたしました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

最初に、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種についてでございます。

12月広報にチラシを折り込みしましたが、3回目接種につきましては、2回目接種から8か月以上が経過した18歳以上の希望者に対して接種を行います。

接種の順番は、医療従事者、高齢者施設、65歳以上の高齢者、64歳以下の一般の順で行い、医療従事者は今月から、高齢者施設は2月下旬から開始する事で調整しております。

65歳以上の高齢者の集団接種は、高齢者施設が終了後から開始する予定でございますが、効率的なバス運行等を考慮して、日程を決定いたします。

また、日時を指定したご案内をし、返信ハガキで確認を取る方法とし、電話で予約をするわずらわしさをなくす事にいたしました。

64歳以下の一般については、前回同様に電話とLINEでの予約ですが、予約完了や変更、キャンセルもLINEで完了できるよう協議を進めています。

接種日時や接種券の案内時期など、決定次第、随時、町民の周知をして参ります。

また、3回目接種に係る令和3年度分の経費の補正につきましては、本議会で上程させていただきます。

次に、令和2年国勢調査の結果についてご報告申し上げます。

令和2年10月1日現在で行われた令和2年国勢調査につきまして、本年11月30日に結果が公表されました。

江差町の人口は7,428人となり、平成27年の前回調査時より820人、率にして9.9%の減となりました。

人口の内訳は、男性3,569人、女性3,859人となります。

この数値は国、都道府県、市町村の様々な行政施策の基礎資料となるものであり、当町においても、この数値を基に町政に取り組んで参ります。

以上、公表結果について、ご報告を申し上げます。

次に、地域公共交通事業に係る実証実験の実施についてご報告申し上げます。

この度、町の大きな課題の一つである、住民の足の確保を目的とした、新たな地域公共交通網の構築に向けて、地域公共交通事業に係る実証実験を実施する事といたしました。

今回の取組みは、令和2年3月に町と包括連携協定を締結したサツドラホールディングス株式会社が主たる事業者として、北海道経済産業局の事業に公募した事により、実現した事業でございまして、町といたしましては、地域公共交通の課題解決に資する取組みとして、実証地域の提供という観点で協力する事といたしました。

実証実験の内容といたしましては、町内で公共交通空白地帯である豊川町、愛宕町、新栄町を中心とする地域の住民を、自宅から商店街地域までの移動、または最寄りのバス停までの接続を目的とした完全予約制による実証運行で、令和4年2月の1か月間程度での実施を予定しているところでございます。

具体的な実施方法につきましては、現在、サツドラホールディングス株式会社を中心とした関係機関との間で協議を進めており、実証運行地域の皆さんをはじめ、町民にも広報等を通じて周知させていただきます。

なお、お手元に配布の行政報告6頁に本事業の概要について、資料を添付させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

最後に、寄附採納についてご報告申し上げます。

札幌市内に事務所を置く、花王グループカスタマーマーケティング株式会社北海道支社様より、江差町とサツドラホールディングスが進める健康や自然環境の向上、地域経済の活性化などの事業へ活用していただきたいと、自社製品アタックZERO（ゼロ）2,000本とヘルシア緑茶1,000本を寄贈いただきました。

次に、令和3年9月16日、函館市美原2丁目7番24号、ネットヨタ函館株式会社代表取締役社長、高木和良様より、支店を構えている当町に対し、地方創生の一助として、現金10万円の企業版ふるさと納税、並びに自社制作足踏み式消毒スタンド3台のご寄附ご寄贈がございました。

企業版ふるさと納税の用途につきましては、町立学童保育所の新型コロナウイルス感染症対策に伴う、備品整備に活用させていただきますとともに、ご寄贈いただいた足踏み式消毒スタンドにつきましては、庁舎及び町有施設へ設置させていただきます。

同じく9月16日、亀田郡七飯町本町6丁目3番地25、保険代理店ライフプラス代表、西谷元宏様より、車椅子1台、5万円相当のご寄贈をいただきました。

ご寄贈いただきました車椅子につきましては、江差町文化会館に設置し、活用させていただいております。

最後に、令和3年11月8日、函館市若松町2番地5、明治安田生命保険相互会社函館支社長、石桁健司様より、従業員と会社のマッチングによる地元支援、私の地元応援募金として、現金30万7千円のご寄附がございました。

明治安田生命保険相互会社とは、町民の健康増進を目的に、本年5月に包括連携協定を締結したところでございますが、コロナ禍の影響により、締結式を順延していたところでございます。

今回、締結式の開催とあわせまして、昨年引き続いての私の地元応援募金のご寄附をいただいたところであり、町民の健康増進のために活用させていただきます。

以上、ご寄附ご寄贈がありました事をご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます。

（議長）

以上で、行政報告を終わります。

（議長）

次に、日程第6、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、4名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可します。

まず、塚本議員。

「塚本議員」



はい。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

私からは本定例会、3件の課題についてご質問いたします。

1問目ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策についての第6波への備えについてということで、先ほど町長からも説明がありましたが、改めて新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種が、各地で医療従事者から既にスタートしております。

南アフリカから感染が広がっている感染力の高さが懸念されている新変異株、オミクロン株が世界で広がる中、追加接種による感染再拡大を抑えることが非常に重要となります。

江差町においても第2回目の接種後の間隔を基本とした医療従事者や、ソーシャルワーカー、高齢者等の今後の接種計画を出来るだけ早く町民に示していく必要がある。ということで、今後の3回目の接種計画を改めてご説明をお願いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種につきましては、12月広報にお知らせを折り込みし、本日の行政報告でもお伝えしたところでございますが、改めてご答弁を申し上げます。

接種対象者は、2回目接種から8か月以上を経過した18歳以上で、3回目接種を希望する方になります。

接種は、1回目、2回目と同様に医療従事者、高齢者施設、高齢者、一般の順で行う予定であり、時期につきましては、医療従事者は12月から道立江差病院職員から順次行い、高齢者施設は2月下旬から開始することで調整を行っております。

65歳以上の高齢者の集団接種は、高齢者施設終了後の日程で、効率的なバス運行などを考慮して決定いたしますし、64歳以下の一般の接種日程につきましても決定次第、広報やホームページ等で周知いたします。

接種券の発送と予約方法でございますが、高齢者の方々には、1回目、2回目、予約が取りづらくご迷惑をおかけいたしました。

また、まちづくり懇話会においても、たくさんご意見をいただいたところでございま

す。

3回目につきましては、日時指定をしたうえで接種券と一緒にご案内をし、都合の有無やバス送迎利用の有無等について返信ハガキで回答をいただき、都合が悪かった方や返事が来なかった方には電話等で対応することを予定しており、ご案内時期は接種日程の約1か月前を考えております。

64歳以下の方々につきましては、電話予約と並行してLINE等でも予約や変更、キャンセルの対応ができるよう協議を進めているところで、日程や医療従事者などの体制が決定し次第、順次接種券等の発送を行うこととしております。

繰り返すにはなりますが、接種におきましては、道立江差病院をはじめ町内医療機関の協力が不可欠であることや、ワクチン供給状況に加え、接種時期が冬季間と重なることへの対策を講じて接種体制の整備を進めておりますので、詳細が決まり次第、随時広報やチラシ、ホームページで町民周知を行って参りたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

町長から説明があった通り3回目の接種が町広報で配布されているのを私も確認しております。

医療従事者や高齢者施設入居者を第1に接種することについては、優先順位が高いというふうに理解しますが、それ以外が少し遅れ気味でないかと心配しております。

色々な報道を拝見すると、特にブレイクスルー感染を抑えるには3回目の接種をできるだけ早く接種する。出来るだけ早めに接種を行うことによって、ブースター効果を期待するところであります。

欧米では2回目の接種が6ヶ月に、2回目接種から6ヶ月を推奨。

更にイギリスでは、更に3ヶ月に短縮しております。

いずれにせよ、ワクチンの入手が出来ないと進められないのではありますが、出来るだけワクチンの入手に全力を挙げて頂き、3回目接種を2回目接種後の6ヶ月以内に近づけてほしいというのが、私の考えです。

このようなことに向けて取り組みが出来るのかどうか、お伺いいたします。

(議長)

誰。

健康推進課長。

町長でもいいで。

「健康推進課長」

はい。塚本議員から接種間隔を6ヶ月に近づけることができないかというようなご質問でございました。

12月6日、総理の所信表明の中で、原則8カ月以降の方々に順次接種するというようにしておりましたが、万全を期してということで、優先度において、追加承認されるモデルナのワクチンを活用して、8カ月を待たずにできるだけ前倒しをするというような所信表明がありました。

モデルナのワクチンにつきましては、まだ3回目の承認がされておられません。

で、12月の下旬になるんじゃないかというふうに今のところ情報が入ってきております。

江差町の町民の方々、6千何某接種をしておりますが、99.4パーセント位はファイザーのワクチンを2回接種しております、モデルナのワクチンを接種した方は、37名程となっております。

ですので、この3回目に関しては交差接種も認められておりますが、まだ、その交差接種の効果性や副反応等々の情報も十分ではないところもありますので、国の情勢等を見極めながら、出来るだけ早めな接種が可能なのかも含めて、調整をして参りたいと考えております。

(議長)

いいですね。

はい、塚本議員、2番目の質問ですか。

「塚本議員」

ええ、2問目の質問に入らせて頂きます。

農業分野へのIT技術の導入促進についてです。

これでは以前にも私から質問した案件でありますけども、農業分野では非常に後継者不足や高齢化による労働力不足が大きな課題となっているのは、現状も変わりありません。

これらに対応するためには、一部の大型農業者ではIT技術の一部であるドローン等の導入も進めてますが、なかなか広くIT技術が農業者の中に広がっているという現状ではありません。

江差町の農業におけるこのIT技術導入の今の現状をどう把握しているのかと、今後の推進方策をどのように考えているのかをお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の2問目、本町の農業におけるIT技術導入の現状と今後の推進方策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、本町の販売農家戸数は年々減少を続けていること。また、農業従事者の高齢化も確実に進行していること等から、議員ご指摘のとおり、今後の農作業を含めた営農環境の改善は喫緊の課題であると、私自身も感じているところでございます。

このような中、第6次江差町総合計画では、スマート農業の推進を重点施策と位置づけ、2本の事業展開で施策を進めることとしております。

一つは、将来における担い手の少人数化に対応するため、土地利用型農業における農作業の効率化や、精密化に対応し得る農地の区画形状や排水性等の改良を行うといった農地整備であり、本年度より北部の水堀地区にてスタートしたところでございます。

二つ目は、農業生産の維持、拡大に向けて、農作業の省力化や、資材等の節減を可能にするICT技術を活用した農業機械の導入の促進と環境の整備であります。

塚本議員からは、本町農業におけるICTの活用状況と、今後の推進方策に関するご質問ですが、現在、農業用ドローンを活用して防除等の作業を行っている生産者が若干名いるほかは、活用の実態はございません。

一方、先般開催した農業者とのまちづくり懇話会では、出席された方々から、将来におけるICT技術を含む、農業機械の導入に対する町の支援を求める声が多くあったところでございます。

町といたしましては、高齢化や労働力不足が懸念される本町の農業を持続可能なものとするため、今後も引き続き、北部地区の農地整備を支援するとともに、ICTを活用した、いわゆるスマート農業への転換について、檜山振興局やJA新函館農業協同組合などの関係機関と情報を共有しながら、しっかりと農業者の意向を汲み取ってまいりたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

よろしく申し上げます。

続いて3問目に入らせて頂きます。

江差町におけるテレワーク（ワーケーションを含む）ですが、これの誘致状況についてをお伺いします。

これまでもテレワーク、これはワーケーションも含めますが、誘致に対し質問を重ね

てきていますが、なかなか進展が見られないということで、改めて質問させていただきますが、このコロナ禍において、地方で仕事をするという、まあ大企業を中心とした業務形態が進んできているのが実際かと思えます。

地方都市ではテレワークの導入を非常に積極的にやられている都市もあります。

江差町ではどのような誘致対策をしてきたのか。

あと、今後の対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員の3問目、江差町におけるワーケーションを含むテレワークの誘致状況についてのご質問にお答えいたします。

これまで議員からは、テレワークに関して、企業誘致や新たな産業構築といった観点で、ICTインフラの整備の必要性や空き店舗等の活用、あるいはコロナ禍における新たな働き方改革への対応といった内容のご質問をいただいております。

まず、町内のICTインフラという点でございますが、ご承知のとおり町は、昨年度から総務省の高度無線環境整備推進事業により、新型コロナウイルス臨時交付金も財源に充てながら、町内未整備地区への光ファイバ整備を進めています。

本事業は、来年3月に完了する見込みとなっておりますが、これにより、町内全域に高速な情報通信基盤が整い、テレワークや遠隔教育、スマート農業など幅広い分野での利活用が可能となります。

町としてのテレワークの誘致状況につきましては、昨年度より北海道型ワーケーション事業に参画し、各種のPR活動を実施しています。

具体的には、同事業が開設するポータルサイトやSNS、ラジオ番組、エアドゥ機内誌など、さまざまな媒体を通じて、スケールメリットを生かした売り込みを実施しております。

また、昨年、今年と、東京都内で開催された移住促進フェアに職員が参加し、当町の魅力を伝えながら来場者の生の声を伺ってきております。

加えまして、今般の新型コロナウイルスを契機として、働き方、生き方、住まい方が大きく変わろうとしている中、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設けるという二地域居住という概念も生まれてきました。

当町と致しましても、ウイズコロナ社会において、テレワーク環境を前提とした地方への就労を促進すべく、いろいろな事例の情報収集を行い研究するために、全国二地域居住等促進協議会へ昨年3月に加入したところであります。

こうした取り組みを通じながら、首都圏企業のアンケート調査等によって、一定程度

のニーズの傾向や課題が窺えてきました。

そこには、テレワークは普及し、地方移転への関心も高く一般的なものとなっていますが、導入の課題としては、社内体制や受入先の環境整備といった回答が多く挙げられています。

また、テレワークが浸透する一方、ワーケーションは言葉の知名度は高まりつつあるものの、定義も定まっておらず普及には至っていないという結果です。

このような新しい働き方や地方への関心の高まりが、どういう形で定着していくのか不透明な要素も多分にありますが、ウイズアフターコロナにおける当町に対する関係人口、移住、定住人口の増加を目指すためには、ご意見のとおり、ワーケーションを含めたテレワーク環境の創出は有効な手段であると考えています。

今後におきましては、北海道のワーケーション事業に継続参加した中で、共同プロモーションを通じた情報発信を強化するほか、同事業に参加している函館市、上ノ国町、厚沢部町、今金町との枠組みによるモデルプランを磨き上げ、誘致してまいります。

また、檜山振興局は、ワーケーションを地域一体となって推進し、独自プランを構築するための組織、ひやまワーケーション推進協議会を来年1月設立します。

同協議会に江差町も参加しながら、各町と連携を深め、取り組みを推進してまいります。

さらに、これまでに得られた道内企業や首都圏企業のニーズを踏まえまして、町独自のワーケーション実証実験事業についても制度構築を検討し、町有施設を活用しながら受入体制を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「塚本議員」

以上で質問を終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

私からは、海底博物館の建設についてお伺いします。

今年の前澤友作氏のふるさと納税募集について、本町の若手職員によるビリオン江差は、海底に保存されている開陽丸船体の一部が見られる海底博物館の建設を提案いたしました。

募集では、独自の地域の資源を生かしたスペシャルな観光体験を求めており、タイムリーな提案と私は評価したいと思います。

日本初の海底遺跡調査の延長線上にあり、また、本町の取り組むかもめ島マリリンピング海と日本のプロジェクトとの観光連携も期待できます。

積極的な展開を望むものであります。

そこで以下について質問します。

仮にこの応募が不採用になるとしても、町単独で海底博物館建設に取り組む考えはありませんでしょうか。

二つ目、将来、対象を北の日本海の海底の生態が眺められるような、海中展望施設にまで広げる考えはありませんか。鮭の回遊やニシンの群来、ウニやナマコ等の海中での様子の観察が期待でき、また、学習の場の提供にもなると思うのですが如何でしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

出崎議員からの前澤友作氏ふるさと納税10億円応募に関するご質問についてお答えいたします。

本事業は、前澤氏がツイッターで10月12日に自治体募集というタイトルで、今年ふるさと納税10億円を観光振興に。地域の資源を生かしたスペシャルな観光体験を提案ください。フォロワーの皆様は地元の市長さんなどにこのツイートをシェアしてね。というツイートで全国にふるさと納税先の募集があったもので、江差町は昨年度500万円の寄付をいただいておりますが、今回はスペシャルな観光体験というテーマの設定がありましたので、コロナ禍で沈みがちな町の中に明るい話題提供をすることを期待し、皆さんと一緒に夢のあるアイデアで江差の魅力を考えるきっかけにしたいという思いから、役場内に若手職員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げて取り組んだものでございます。

10月12日募集開始、10月29日締め切りというタイトなスケジュールの中での応募作業でありましたが、チームではツイッターやフェイスブック、インスタグラムといったSNSを駆使し、広く江差の魅力を活かすアイデア募集を発信し、アイデアはGoogleフォームで受け付けるといった手法で取り組んだところです。

また、SNSを使わない世代層には新聞記事の掲載、アイデアを自由に書き込めるホワイトボード設置といった手法でアイデアを集めさせていただきました。

当初、一般からのアイデア募集は5日程度とし、残りの10日間でチーム内のアイ

ディアをまとめる予定としておりましたが、寄せられたアイデアやメッセージが今回のテーマに収まりきれないほど多様で、町内各分野の取組みの参考となるものだったため、受付期間を延長して参考とさせていただき、ホワイトボードの書き込みを含め約70件のアイデアを募ることができました。

前澤氏への応募件数については、10月27日に前澤氏がツイッターで47都道府県275市区町村と公表したのが最後で、江差町が応募した10月29日時点で、最終的な件数は公表されておりませんが、昨年よりも多い応募がされていることは間違いありませんでしたので、このような中で江差町からの提案が前澤さんの目に止まるものとするためには、タイトルもインパクトのあるものにする必要があるとチームで考え、まだ見ぬ神秘。海底博物館を作りたい。というタイトルで強くアピールすることとなったものです。

さて、不採択となったとしても海底博物館建設に取り組む考えはありませんかとのご質問でございますが、今回の提案は建物建設に固執しているわけではありません。

ダイビングなのか潜水艇なのか、他に方法もあるかもしれませんが、海底遺跡開陽丸本体を見ること、見せるといったリアルな部分、仮想空間を活用したバーチャルな部分といった、これまでにない夢のようなアイデアの総称を海底博物館とネーミングしたものであることをご理解いただきたいと思います。

その上で、このアイデアについては、不採択となったとしても何かしらの形で海底遺跡開陽丸に再び脚光が当たるような取組みの中で生かされていくものと考えております。

次に、海底の生態が眺められる海中展望施設に広げる考えはありませんかのご質問ですが、これにつきましても、アイデア募集のホワイトボードには、おそらく小学生からだと思いますが、海の中が見えるタワーを作ってほしい。また、水族館といった書き込みがありました。

このように次代を担う子供たちをはじめ、地域の人々に愛される取組みが最も魅力ある地域資源になると考えておりますので、建物にこだわることなく、北の江の島構想の中でふるさとの海を題材としたマリンアクティビティや体験学習といった形で実現できるようにしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

出崎議員いいですか。

「出崎議員」

はい。ありがとうございました。

再質問はありません。



(議長)

はい。

出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。

私からは、第4回定例会にあたりまして、2問4点について質問をさせていただきます。

まず初めに、運動公園の利活用と安全対策についてであります。

運動公園につきましては、完成後20数年が経過をし、大変多くの方々から活用をされております。

特に、うみ街信金ボールパーク、野球場ですね、そしてあの多目的広場、サッカー場につきましては、道南でも有数の施設でありまして、現在も児童生徒を中心に各種大会が開催をされております。

ただ、資料に頂きましたとおり、コロナ禍の影響もありましょう、ちょっと利用回数が減る傾向にあるわけですが、今回その中で、補正予算に計上されました、冬期間における子ども居場所づくり事業であります。運動公園を活用して、そういう遊び場を作るという事業も提案されました。

これにつきましては、長年江差町においては、冬期間の遊び場がないというそういうような声を受けて、児童生徒や子育て世代、おそらく大変こう歓迎されるタイムリーな事業だというふうに評価をしております。

このように、これらの活用やそして内外からへ大いに宣伝をして、この運動公園の活用を図るべきというふうに考えておりますが、教育長の所見を求めるものでございます。

次に、運動公園の外周の遊歩道であります。

これにつきましては、ランニングコースとして、また散歩道として大変多くの町民の方々が利用されております。

ただ、皆さんから寄せられた要望の中では、街路灯が故障して夕方、夜間では真っ暗で大変危険であるという指摘も寄せられております。

特に周辺にはですね、熊の出没情報もありまして、この施設や遊歩道は高齢者そして子どもさん達が大変多く利用しておりますので、大変危険であります。

今回、資料も頂きましたし、是非ともですね、この街路灯、LEDに新設をして、ランニングコストも大分下がるわけであります。

まあ、費用の面もありますけれども、最低でも現状の街路灯を補修して、利用者の安全安心を図るべく、取り組むべきと考えますが、教育長の所見を求めるものでございます。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

飯田議員から、運動公園の利活用、安全対策に係るご質問についてお答えをいたします。

まず、野球場、サッカー場で大会等を積極的に誘致するべきではとのご質問でございます。

江差町運動公園は、町民の健康増進やスポーツ活動の場として、テニスコート、野球場、多目的広場が整備されており、スポーツ少年団や町内スポーツ団体の活動拠点として日常的に利用され、檜山管内や道南地域を中心とした各種大会が開催されているほか、野球場は道内高校野球部の合宿受入れや北海道6大学野球リーグ戦の会場として毎年利用されており、また過去にはプロ野球イースタンリーグの試合を誘致している実績もございます。

多目的広場につきましても、サッカー少年団や高校の部活動のほか、管内で唯一の4種公認を受けている陸上競技場として、北海道マスターズ陸上競技大会や中体連陸上競技大会会場が開催されているところでございます。

当町のスポーツ施設は議員ご指摘のとおり、管内でも有数の施設であります。

町外からの合宿や大会での利用促進につきましては、教育委員会としても必要であるものと認識しており、積極的に受け入れをして参りたいと考えております。

次に、運動公園多目的広場周辺の街路灯に係る質問についてでございます。

運動公園内の街路灯につきましては、多目的広場周辺園路や駐車場を含め全27基が設置されているところでございますが、設置から15年以上が経過し、器具の腐食や劣化等により絶縁不良による漏電事故の危険性も指摘されていたことから、これまですべての街路灯を消灯対応してきたものでございます。

テニスコート及び野球場につきましては、夜間利用に対応し、照明施設が設置され、夜間利用も可能となっておりますが、多目的広場につきましては照明施設がなく、利用後、街路灯を消灯していることにより、周辺が暗いことから安全確保のため今年度、出入口付近の一部を修繕し、対応をしたところでございます。

また、運動公園内園路はウォーキングコースとして多くの町民が利用されており、安全対策を講じることは必要と考えておりますが、街路灯を含め施設全体の維持管理につきましては、江差町社会教育施設長寿命化計画の中で整理して参りたいと考えておりま

すのでご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。

以上で、飯田議員の一般質問を。

(「終わってない」との声あり)

ああ2番目かい。

海底博物館についてですね。

飯田議員。

「飯田議員」

教育長ありがとうございました。

財政課長を含めてですね、これは新年度、きっちりと新設または補修するように予算獲得を期待しております。

それでは2問目に入ります。

海底博物館構想についてであります、このことにつきましては先ほど出崎議員から質問で、重複する部分については割愛をさせていただきます。

去る全員協議会において、この海底博物館構想が示されたわけでございます。

構想の具体的な内容につきましては、ただいま答弁を頂きました。

必ずしも建物に固執するわけではなく、バーチャルな部分もあるという町長の答弁でありましたけれども、資金計画等々を含めて、ビリオン江差等の皆さんと協議されたというふうに考えておりますが、この内容をお聞かせ下さい。

また、町が進める以上はですね、関係各課、特に開陽丸財団との連携協議が十分になされたうえでの応募をされたのか、この件についてもご答弁を頂きたいと思えます。

この資料を見ました。フェイスブックも見ました。もし、ふるさと納税の基金が当選したとして、将来的には広大な構想であるというふうに理解をしております。

第6次総合計画や、特に北の江の島構想、江差町歴史文化基本構想とどのように整合性を持たせるのか、町長の考えを伺いたいと思えます。

(議長)

はい、町長。

「町長」

海底博物館構想にかかるご質問でございますが、先ほど、出崎議員のご質問にも対しましてご答弁にて、前澤友作氏のふるさと納税10億円応募の経過あるいは使い道、更には不採択になった場合の取り扱いや考え方などを答弁しましたので、提案した構想の

趣旨は理解いただけたと思いますが、質問項目にそってご答弁申し上げます。

まず1点目の構想内容と資金調達に関係してご答弁させていただきます。

先の10月29日の議会全員協議会で応募のきっかけや内容等について説明いたしましたが、そもそも海底博物館の建設ありきで進めてきたものではありません。

前澤友作氏のふるさと納税10億円の活用策として、町内外からの意見を募り、役場の若手職員中心のチームが活用案として練り上げたものであります。

プロセスから提案内容まで、すべてオープンにしているものであります。

資金調達のご質問であります、10億円を活用するための提案であり、基本的にはいただけることを前提としたものとして考えてほしいと思います。

次に、関係課や財団との協議はとのご質問でございますが、ふるさと納税担当のまちづくり推進課、観光担当の追分観光課とは事前に相談協議し、公募から締め切りまでおよそ2週間という時間的制約の中で、役場若手チームに一任してもらうことを了承してもらい。また、提案内容については、一般財団法人開陽丸青少年センターの理事会及び評議委員会においても説明し、概ねのご理解をいただいているものと認識しております。

次に、総合計画や各種構想との整合性についてですが、あくまでも10億円の寄付をいただけることが前提の提案であり、ご指摘の第6次総合計画などとの整合性は、計画の中の観光施策の基本方針として、かもめ島の景勝史跡などの自然環境や歴史文化など、江差ならではの資源を活用し、住民や観光客が集う拠点にします。と記載されており、計画と今回の提案内容の方向性は合致していると考えております。

まだ提案の段階でありますし、寄付をいただけるかどうかも分かりませんし、前回のように応募自治体に均等にいただけるのかどうか、もし寄付先に選ばれば、大変ありがたいことだとは私自身は考えております。

寄付が決まれば予算化が必要になりますし、議会の議決も必要になって参ります。

いずれにいたしましても10億円をいただけたら、どういう体験観光の夢をかなえるか。というアイデア募集したものでありますので、もし江差町の提案が採用された場合には、具体的な寄付額が判明次第、更には寄付額が少額になった場合にも寄付額にあわせた提案内容の見直しが必要となるものと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね。

はい、飯田議員。

「飯田議員」

ただ今、町長の答弁の中で、10億円を頂いたならという発言がありましたけれど

も、前澤友作さん、色々テレビでですね、出演して発言しております。

おそらく今、宇宙のどっか上にいらっしゃるんでしょう。

宇宙から答えも出すまでいっております。

10億円は無理ですよ。

今回のテレビ出演でも、応募した自治体に均等に配布をするという、そういう案を出しておりますので、まずこの10億円をもらって構想を進めるという、これ自体が無理ですから、やっぱり、少なくとも多少金額が落ちたとしても、やっぱり進めていくという、そういうような決意が私は必要だと思うんです。

前回、500万も寄附を頂きましたし、是非ですね、先ほど出崎議員の質問にもありましたように、最初は小さくてもいいですから、将来の構想に向かって着実に進めていくような計画が、私は必要だと思います。

当然、議会にも報告になるでしょうし、開陽丸財団、そして役場内の色んな会議でもそういう話が出ると思いますので、そういう積極的、前向きなこの構想を進めていくべきだと考えますが、町長の所見を求めたいと思います。

(議長)

暫時、20分まで休憩いたします。

休憩 11:06

再開 11:20

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に小野寺議員の発言を。

(「答弁です」の声あり)

もとい。

飯田議員。

(「副町長答弁です」の声あり)

副町長。

「副町長」

すいません。若干休憩時間を頂きました。

確認する事項がちょっと1点、先に言いますと、答弁もう入っていますけども、応募自治体に均等に割り振られるというような趣旨があったかなというふうに思っていますが、その確認を若干したくて、町長も含めてちょっといたんですが、現時点ではそういう状況だという情報はちょっと把握してございません。

事実かもしれませんが、把握してないというのが正直なところです。

それと、飯田議員の再質問については、夢をかなえる応募を、できるだけそれに近づ

ける努力をすべきでないかという趣旨の部分で受け止めてよろしいでしょうか。

それで、おしなべて前回のところから言いますと、町長自らもいって、均等に500万、本当に町長自らでつかんだものなんですが、今回はまさしくこの体験観光、スペシャルな観光体験というテーマを決めて、全国から応募がされたと。

判明しているのは途中までの275でしたけども、締切日までは、例えば500だと仮定しますと、10億をもし均等に割られると、10億割る500の自治体となると1自治体は200万という、単純に割るとですね。

ただ、我々期待している、町長はじめ若手チームで期待をしているのは、少しでも目に止まって差がつくような、例えばね、割当というか、当選できればいいなという思いと、それから少しかたい話をしますと、それぞれの自治体が専門業者に見積もりを徴してですね、きちっとした構築をして提案した状況にはならないだろうと、いわば、仮にこの夢をかなえたとしたら100億かかるかもしれないけども、いずれにしましても、いくらかでも当たった部分については、開陽丸を含めた江の島の体験観光に使わせて頂く、そういう目途できちっと改めて金額が決まり次第ですね、議会にもご報告申し上げながら、きちっと予算化に向けて議論していきたい。このように思っていますので、一つ、応援の方よろしくお願いします。

以上です。

(議長)

いいですか、飯田議員。

「飯田議員」

寄附できないけども、応援するわ。

(議長)

理解できましたか。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

前回9月議会欠席させて頂きました。

改めて12月議会、私達町議会も、またある意味町長も来年町長選挙です。再来年町議選挙。今まさしく江差、先ほどの論議ありました色々な夢もかたる必要もあります

し、また一方で、人口減少、高齢化、その中で私達の暮らし、町づくり、どうしていったらいいか。その観点で4つ質問を組み立てました。

まず第1点目であります。

生活排水、公共下水。これはこの間、折に触れて取り上げてまいりました。

それで私、この問題取り上げてきた大きな理由は、人口減少の中で、当時この公共下水、もう30年前、基本計画を作った時に人口が1万6千、ごめんなさい、1万2千の時に作った計画です。

で、その当時、2010年の人口を1万4千と見ておりました。

今、その半分になろうとしております。

下水道の計画区域、下水道の計画区域外、内と外含めて全体的にもう、抜本的な見直しが必要であると改めて今回整理してお聞きしたいと思います。

それでまず最初に、今進められている計画のことなんですが、今後の課題もありますけれども、今日の前にある事業、江差中学校の向かえ、円山のところで、どうしても町民の皆さんの目に目立ちます。

私も何人かからこの事について聞かれました。

色んな問題点も提起してきましたが、改めて①でお聞きしたいと思います。

現在、当初の計画を一時休止して、今の照井町長になってから再開いたしました。5年前、2016年ですか。

で、再開した、完成したところも含めて今どうなっているかを少し全体的に明らかにしてほしいと思います。

例えば、今進めているところも含めて、20年前とか、その前はともかくですよ。もう高齢化が進んでおります。

改めて接続するかしないか、そういう意向調査を行なってそれで工事を再開したということなのか。

それから、結果的に再開した後、順次完成した地域があります。

そこが、実際に我が家と管渠を繋いだのか。

地域には公的な施設があります。

ですからそれらを除いて、いわゆる民間の方々が結果的にどうしたのか。現状をきちんと教えて頂きたい。

それがまず一つです。

それから二つ目。

これも非常に気になっていることがあります。

この間、決算等で担当課長から話がありましたが、公共下水の完成したところ、そのところでも、例えば古い町営住宅は繋がらないんだと。下水の公共地域の、下水が、管渠が完成してもそれぞれの町営住宅、個々の町営住宅、古いからということでそこは水洗化しないんだと。義務免というんでしょうか、あると。

それでここ少し、私も間違っているかもしれませんが、下水道法10条1項という部分があるんです。

いずれにしても、何らかな理由でそういうところを免除していると思うんです。

江差町の今にとっては大変深刻な課題なんですけど、そういう古いところ抱えたところは免除する。きちんとした根拠、要綱あるのか。これが現状の私の、今はっきりさせたいところであります。

それで、この点で三つ目。

結果的に冒頭申し上げましたが、当初の計画からみて、もう人口が増えるのではなくて減っている。高齢化が進んでいる。もう当たり前。

今、全国でも公共下水計画の見直しを進めてきております。

国も何年前になるんですかね、もう5、6年前に国も各市町村に対して、人口減少に見合った計画で見直ししなさいということを書いてきております。

それで改めて、それは結果的に、合併処理浄化槽、地域を全部太い管で結ぶのではなくて、必要な個々の住宅に合併処理浄化槽に切り替えると。これが国でも言っているんです。

で、それは財政的にも結果的には町の持ち出し等も含めて軽減できるということが大きな理由になっております。

私は1問目、2問目で現状の問題点をしっかりと踏まえて、抜本的な見直しを、今こそ町長は英断をもってやるべきだと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

大きな一つ目の最後、二つ目ですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、公共下水を計画するというその地域、都市計画区域といいますか、町場、それを外れたところ、北部等、尾山とかというところもそうでしょうが、その区域については、合併処理浄化槽を進めていくということについて、改めて私、町長に質したいと思うんです。

それでここに二つおきましたが、まず現状です。

結果的に公共下水処理をするという計画区域、その外、北部地域と言いますか、それはどうなっているのか。

当初、単独浄化槽というところも多かったかなと思います。それは今単独浄化槽は使えないから、合併処理浄化槽にどこまでいつてるのか。新しい家はほぼ合併処理浄化槽になっているのかな。

いずれにしても、少しリアルに現状をお聞きしたい。

過去5年間くらいで構いませんが、例えば新築の民間住宅で合併処理浄化槽の設置どうなっているのか。少し現状をお聞きしたいなと思います。

で、そのうえでですが、先ほど言いましたが、ほぼ30年前に作った江差町の公共下水の基本計画。

で、その時には、公共下水をやりましょうという区域は、町場ですね。それを外れた



北部等、地域については、その時の言葉としては、他の散在、住宅が少し散在しているという言い方で書いておりますが、他の散在住居等については合併処理浄化槽設置整備事業で整備すると。つまり、公共下水をやるところ、やらないところを含めて、トータルとして江差町の排水、生活排水対策をやっていきますと、当たり前の話です。

これ最終的に海を汚さない。環境を守っていくということでは、どういう方法でやるか、公共下水でやるか、合併浄化槽でやるか。

30年前から江差町は合併処理浄化槽と書いてあるんです。単独浄化槽ではなくて。し尿も台所もお風呂もおしなべて生活排水は全部合併処理浄化槽で、北部地域などは事業を進めていくんだと。

そう言って、実際にやってきたのは、町場の公共下水区域のところだけです。

まったく住んでいるところでこれだけの差がある。こんなこと、私は許されないなと思っております。

いずれにしても海河川の環境を守っていく。そのためにも私は江差町として、トータルとしての改善をすすめていくんですけれども、北部の問題についても、町長の見解を求めるものであります。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員のご質問にお答えいたします。

公共下水道の現状でございますが、議員ご承知の通り、公共下水道の計画区域といたしましては市街地を中心に270ヘクタールとなっており、その内、事業認可区域につきましては130ヘクタールとなっております。

現在の進捗状況でございますが、認可区域の概ね80%程度の管渠の整備が完了している状況でございます。

まず1点目の、事業再開後の当該地域における接続意向調査でございますが、個別の意向調査は実施していませんが、一昨年度実施いたしました南浜地区や現在、管渠整備工事を実施しております円山地区につきましては、道職員住宅が建設されておりますことから、檜山振興局へは事前に公共下水道への接続について協議を行い事業実施しているところあり、南浜地区の道職員住宅につきましては、令和元年度に接続が完了しているところでございます。

また、工事完成後、接続が可能となりました対象世帯につきましては、公共下水道への接続が可能となった旨のチラシ配布を行い、奨励金制度や融資の斡旋などについても周知をしてきたところでございます。

事業再開後の公的な施設を除いての接続率でございますが、対象住宅35戸中、5戸

の新規接続があり、接続率は14.3%となっている現状です。

次に2点目、水洗化義務の免除についてでございます。

議員ご案内のとおり、下水道法におきましては、第11条の3第1項で公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗化をするための改造をしなければならないと規定されている一方、同条第3項のただし書きにおきましては免除規定も定められているところでございます。

また、具体的根拠規定についてございますが、市町村によりましては下水道法に定めるほかに、排水設備設置義務免除事務取扱要綱により具体的内容を定めているところもございまして、免除を受けようとする場合の要件や手続きなどに関する事項を規定してございますが、当町におきましては要綱等を定めておりませんで、相談があった場合、個別に判断することとしておりますので、下水道法の規定により免除している世帯やこれから考えているという世帯については把握しきれていないというものでございます。

次に3点目の、公共下水道計画の見直しにかかるご質問でございます。

冒頭で申し上げましたとおり現在、公共下水道の認可区域については概ね80%程度整備が完了してまいりまして、議員ご指摘のとおり、今後、認可区域や計画区域の見直しなどが必要となってまいります。

平成26年1月には国土交通省より都道府県に対しまして、持続的な汚水処理システム構築に向けた構想策定マニュアルが示され、これを受けまして北海道では平成31年3月に下水道構想の策定が完了し各市町村に示されたところでございます。

この構想におきましては地域特性や住民意向の把握、あるいは人口減少などの社会情勢の変化を考慮した上で、区域の設定や整備手法を検討するとされているところでございます。

見直しにあたりましては、これらの構想を念頭に検討していかなければならないものと考えていますし、議員からご提案のあった区域の縮小や合併処理浄化槽への切り替えと助成制度につきましても、しっかりとした議論が必要であると認識していますのでご理解願えればと思います。

次に、公共下水計画外の地域は合併処理浄化槽の支援策をすぐにとのご質問でございます。

まず、公共下水計画外地域世帯の合併処理浄化槽、単独浄化槽、それ以外の割合についてでございますが、個人住宅においての設置といたしましては、合併処理浄化槽が19%、単独浄化槽が3%、残り78%が汲み取り式となっております。

過去5年間の新規民間住宅の合併処理浄化槽設置割合についてでございますが、計画区域外において新築の14件中12件、率にして86%が合併処理浄化槽を設置しております。

議員ご指摘のとおり、公共下水計画区域外における合併処理浄化槽の設置にかかる町としての支援策は現在ございませんが、下水道事業の見直しも含め、支援策の在り方に

ついては、議員ご指摘の内容を踏まえ、協議、検討を加速させてまいりたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

深刻な状況が分かりました。

再開してから結果的には、道職員住宅のためにやったのかと言いたくなるくらいの結果ではなかったんでしょうか。

結果的には江差町の持ち出しが、膨大な金額になってくると。

町長、今後の対応について話されたので、そこは、問題点はしっかりと把握してるんだなと思います。

ちょっとついでに言うと、その義務免に、義務免と言っていいのか。除外してもいいよというのはあまりにも、言葉を厳しく言いますと、あまりにもずさんな対応。

これ本当にはっきりしないと、どこでどうなってるのと。除くところですね。

ですから、そういう問題点も含めて、結局見直しを急がなかったらならないという課題が、今少し出してもらった中でも明確になったと思います。

それで、これ質問しても多分担当課長がきつというのかもしれませんが、この見直し、見直し見直しと言ってました。

認可区域を仮に縮小するにしても、いろんな手立て取る時に、国、道との調整、最終的には補助金等も含めれば、声出してから検討して調べてあれしてこれしてだけでも何年かかるんでしょうかね。

とにかく、今町長、少なくとも言葉としては慎重な言葉を言ってましたが、見直ししなければならぬと。それから、計画外の地域も含めてしっかりと合併処理浄化槽の位置付けもやっていかなければならないという答弁だと、私は受け止めました。

だとすると、ダラダラと年月を経つということはね、もうならない。

合併処理浄化槽、もし補助事業入れば、合併処理浄化槽、人槽にもよるんですけども、100万とか。で、補助事業でそれ入れば、それぞれ個人宅ですよ。40万、50万、まあ上限ありますから、それだけの本当は補助金受けたのが、先ほどの答弁ですと、新築住宅だけで14世帯の内、12軒が合併処理浄化槽付けてるけど、なんらそういう恩恵を被らなかったということなんですよ。

だから、厚沢部に家を建てる。他所に出ていくということも一つとして、私は出てくるかと思うんです。

ですから、見直しについて改めて、早急にと言いますか、先ほど最後の方に早急にと話でしたか。改めて手続き手順を含めて、いつからそういうことを見直しに入るの

かということも含めて、少し、課長、展望でも答えて下さい。

(議長)

誰だ。

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員からのご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの町長答弁にもございました通り、認可区域につきましては80パーセント程度が整備を完了している状況でございます。

私どもと致しましてもですね、今後の下水道整備の方向性をどうするのか。合わせて認可区域外あるいは計画区域外についてもですね、もう判断しなければならない時期に来ていると認識しているところでございます。

具体的な見直しにあたりましては、議員からございました通り、おそらく国、道への手続きにですね、それなりの時間も要するものと考えてございます。

道内の市町村におきましても、既に見直しの取り組みをですね、行っている自治体もあるようでございますので、今後そういった先進事例なんかもですね、参考にしながら、また、北海道の下水道構想等も十分に踏まえまして、具体的な見直しの手法等、スピード感を持ってですね、対応してまいりたいと考えてございますので、理解を願えればと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

是非、よろしく申し上げます。

それから二つ目。

水道料金のことを少し取り上げさせてもらいたいと思いました。

この間、新聞テレビでしょうか、水道料金の引き下げの検討をしている自治体だとか、道南にも、南の方の自治体だとかですね、北海道で何か所か新聞テレビで、その時どうしても江差町の名前出たとか、そういうこともあったんだろうという気がしておりますが、何人かから水道料金の話も受けました。

今年の6月議会でしたか、飯田議員からもあの時は水道料金だけではなくて、介護保険料、この二つの点について取り上げておりましたが、私も今の住民、特に高齢者、一人暮らしの世帯等、本当に日々の生活大変な状況になっていると思います。

もちろん、水道料金だけじゃない、介護保険料だけじゃない。全般的に負担というの

がありますが、ここ江差町の議会であります。

なかなか国の制度で、引き下げ等の話するにもゆるくない部分も沢山ありますが、水道料金に関しては、私は政治的な決断でも十分に対応が可能ではないか。そういう背景もあって、意味合いもあって、取り上げるものであります。

それで、改めて今の実態をちょっと報告して頂ければなと思ったんですが、高い高いといってもどういうことなのかと。

要因的な事は先ほど言いました6月議会で飯田議員の質問でかなり詳しく答弁をされてりましたが、それでよく高い高いという時に、水道料の使う量によって、その刻みによってちょっと違うんですね。

ですから5トンで分けたりだとか、10トン、20トン、色々分け方あるんですが、どこで見るかというのもあるんですけども、その点で一定の分かりやすい水道の使った量によって、全国的に、全道的にどうなっているのか、改めて教えてほしいなど、現状を聞かせてもらいたいと思います。

それで、二つ目として、結果的になんらかな形で、私は今、毎日毎日生活するのにお店屋さんで物を買うにも10円20円30円、それを、財布を見ながら生活している人たちに少しでも町として、負担の是正をするという点で、例えばですが、水道料、単身高齢者といったら本当に水道料、水道使うの少ない。

ですので、そういう少ないところをちょっと私、できないかなという意味で質問させていただきますが、例えば、基本料金5トン、今江差町は1,917円です。

それからそれを超えて15トンまでの超過料金が275円と、そういう江差町として制度設計されておりますが、そういう部分を例えば基本料金の引き下げだとか、そういうようなことも含めて負担の軽減ということを出せないのか。

私改めて町長としての決断で町民の皆さんに少しでも負担感を軽減するということを求めたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、水道料金についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご案内のとおり、江差町では恒常的な取水量不足の解消のため、平成元年度に上ノ国ダム事業へ参画をし、安定した水源を確保するとともに、併せましてダムからの導水管の整備や砂川浄水場の建設など、これら一連の施設を整備いたしました。その財政負担が料金を押し上げている大きな要因となっています。

水道使用量別の水道料金に対する全国、あるいは全道の市町村との比較についてでございますが、現在公表されているデータにつきましては、令和元年度のものでござい

まして、また、使用水量の分類につきましても10トン、15トン、20トンとなっています。

それぞれの使用水量での料金設定の順番でございますが、まず10トンでは全国において高い方から14番目、全道においては6番目。15トンでは全国において9番目、全道においては5番目。20トンでは、全国においては3番目、全道においても3番目となっています。

議員ご指摘の基本料金、超過料金などの引き下げでございますが、6月定例会の一般質問で答弁いたしました。高料金対策といたしまして、毎年度一般会計からの繰入を行っているところでございまして、昨年度につきましては1億5千6百万円の繰入を行っております。

本来的に公営企業会計につきましては独立採算が原則でございますが、経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、いわば例外的な措置として繰り出しをしているところでございます。

また、現在、計画的に行っております老朽管の更新や各種施設維持管理、あるいは今後の給水人口の減少などを鑑みますと、料金の引き下げにつきましては難しいものと考えています。

しかしながら、町ではこれまでも水道ビジョンや再構築計画に基づきまして、平成27年度には高区浄水場の休止をし、また今年度につきましては、五厘沢浄水場の休止に向けての計装設備の整備を行うなど、管理施設の集約化とより一層の効率化に努めています。

また、上ノ国ダム建設関連にかかります起債の償還につきましては、令和13年度までとなっており、償還につきましても令和4年までをピークに、令和5年以降は徐々にではございますが減少に向かっていきます。

町といたしましては、今後も決して楽観視はできないものの、複眼的視点を持ちながら料金の大きな引き上げに繋がらないよう、引き続き効率的な水道事業の運営に努めて参りたいと考えておりますのでご理解願えればと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

今の答弁は、さきほどもちょっと言いましたが、6月議会の飯田議員に対する答弁とほぼ変わらないと。

ただ、私やはりどうしても言いたいのは、例えば引き下げのために町から持ち出すということについて、例外規定だと言いました。

もちろん法的に位置付けすれば例外かもしれませんが、しかしその例外という中で、

結構市町村それを出して、一定程度引き下げといたしますか、上がらないというか、持ち出ししてるという実例もあります。

ですから別に江差町だけが特別もうこれ以上できないという事ではなくて、いかに町民のために、私は考えるかだろうと思うんですが、これは押し問答になっちゃうと思いますので、これは課長になるんでしょうか。

例えば、例えばでいいです。

基本料金先ほど言いました。1,917円を仮にですよ、1,500円まで下げると。だから417円下げるとしたら、1年間で今の対象者からいって、結局少ない量、限られてる、限られてるというか、そんなにいないはずですからね。

例えばそこを頑張るとすれば、年間どれくらいの予算になるのか、ちょっと教えて頂ければなと思います。

(議長)

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

ただ今小野寺議員の方から、13ミリ口径のですね、減免料金の基本料金の1,917円の引き下げについてのご質問でございますけども、仮に基本料金を1,500円に引き下げた場合、対象世帯が約720世帯ございますので、年間にしますと概ね360万円程度となるものでございます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あとは私、町長、政治判断だと思うんです。

もちろんそれによって、江差町民のもれなく公費負担が是正されるということは決して言えないし、そうはならないとは分かりますが。

せめて、この部分だけでもという政治のメッセージということも含めて、私は先ほど夢の話がありましたが、これも高齢者に対する夢の一つだろうと思うんです。

是非、これは再質問ではなくて、再々質問ではなくて、是非、改めて検討してほしいということで、次の質問に移ります。

3問目。

実は町長、これも大変恐縮ですが、2年前の12月議会、ちょうどこの議会に取り上げました。

それで、この2年間、色んな町民の方と話した時に、いかに難聴といたしますか、聴覚

障害といたしますか、の話が沢山あるということが改めてこの2年といたしますか、半年でもいいでしょう、ありました。

私、特に高齢者の方と話す時に、耳どう聞こえるとかですね、買い物どうしてるのとか、あとそうですね、病院に行くときどうやって行ってるのとかって、これくらい、三つくらい話せばですね、ほとんどその方の生活状況が分かるという位、この耳の聞こえということについてもその方々、当事者にとっては大変な生活の実態なんだなあということもあって、改めて取り上げます。

まず、その内の一つ。1番目。

この間私、話したとしても、実際にどうなのかという事がよくわからないんですよ。役場に聞いても。皆さんの方に聞いてもですね。

それで改めてこの場でちょっとお聞きしますけれども、前回のちょっと整理しましたが、法律の対応、今、障がい者総合支援法といういい方してますが、法律改正してですね、その法律で支給対象になる部分、それ以外の部分と大きく二つ分けなきゃなんないと思うんですが、まず、その法律の、手帳をもらって補聴器が支給されているという、その使用状況をどういうふう把握されているのか。ただ単に数だけじゃなくて、こうですようとかってというのがちゃんと把握されているのかどうか。

それから、二つ目の、法律の手帳をもらって支給ということにならない人。それでも江差で、日本の場合は敷居が高いものですから、いわば中度、大変それだって聞こえない範疇なんですけど、それは法律の範疇にならないということで、困っている人は多いんですが、その法律に該当しない。いわば年を重ねると耳が聞こえづらい、加齢性難聴とか色々いっておりますが。

江差町でどれだけいるのか。法律に基づいた調査というのはないので、これはなかなか聞かれる方もちょっとゆるくない質問だったかもしれませんが、可能な限り、この前、2年前に出しましたのでね、同じようなことを。この間何か調査をしてるのかということも含めて、生活の困難性はどうかだとか、それから法律に基づかないで買いますからね、大変な料金ですよ。ええ。で、その使うのもなんかちょっとね、怪しげな業者から買ったりとか、新聞見て買ったとか、テレビ見て買ったとか。そうすると色々なメンテナンスといたしますか、フォロー、まあトラブルが起きていますが、そういうところをどこまで把握しているのか。

まず大きい一つ目でお聞きしたいと思います。

それから二つ目。

これも前回聞きましたので、なるべく端的にお聞きしますが、あまりにも高い。ですから、国から支給されたとしても限度額を超えるものは自分でお金を出さなければならぬし、法律の対象外の人にはまるまる出さなきゃならないんです。大変な金額です。安くて5万6万、高かったら本当に大変な金額になりますね。

それで、毎日聞こえないという状況の中で、国がこういう法律外の、支給支援をしな



いとしても、独自でやるべきではないか。これは2年前お聞きしました。

町長は早急な制度構築は困難という回答でしたが、その後の全国的に自治体独自で支援してるといふところが出てきております。

私改めて、町長が前回の選挙、前回と言いますか、今の町長の時の二期目の町長の政策と申しますか、公約と申しますか、不幸ゼロを掲げておりました。

私是非この不幸ゼロの中に、加齢による難聴の生活困難者ゼロ、これを加えて頂きたいと思うんです。

改めて、江差町としての支援についてお聞きしたいと思っております。

それでこの点で最後です。

ちょっと聞きなれない言葉だと思うんですが、ヒアリンググループというのがあります。

補聴器を付けてると、例えば大きな集会場、会館、まあ文化会館とかですね、そういうところに補聴器を付けた方が行ったら、周囲の雑音等で非常に聞き取りにくいということで、このヒアリンググループという磁気で音をとるやつなんです、直接マイクを通した音が補聴器で聞こえると、そういうのがあります。

ですから、今、なかなか少ないんですけども、函館でも私調べただけでも五つか六つの公共施設で、このヒアリンググループというのが設置されております。

是非、今コロナの関係でなかなか施設、文化会館等でそういう講師の話の聞くとか、一定の集会というのがなかなか少ないかもしれませんが、これからコロナが終息して、そういう部分になった時に、是非町民の中でちょっと耳がねえ、補聴器あるけど大変だという方にも安心して文化会館等を使えるように、このヒアリンググループの設置の検討をして頂きたいと思っております。

以上です。

(議長)

午後1時まで休憩します。

答弁から入ります。

休憩 11:58

再開 13:00

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

町長答弁から。

町長。

「町長」

小野寺議員の難聴者支援についてのご質問にお答えいたします。

始めに、現状把握でございますが、支援法における支給、いわゆる障害福祉サービスの補装具支給による補聴器支給者は、現在11人でございますが、耳と補聴器の装着感などを調整するフィッティングサービスや、補聴器購入後に調整するアフターケアがあり、若干の調整作業などはあるようですが、概ね順調に利用されていると伺っております。

次に加齢性難聴者の生活の困難性や使用実態などについてのご質問でございますが、個別具体的な調査をしておりませんので、補聴器の購入実態や加齢性難聴者の数の把握はしていません。

なお、障害福祉サービスの補装具支給及び加齢性難聴により、補聴器を販売している業者さんからは、コロナ禍前までは、年に2、3回程度、新聞折込などで相談会、販売、アフターケアなどの周知を漁村センターで実施していましたが、コロナ後は、購入者に直接案内していること。また、新規購入者につきましては、毎月、江差町にメンテナンスに訪れ、購入後のかけ心地や複数回の調整が必要な方のアフターケアなどを実施していると聞いております。

次に小野寺議員の2点目の支援法に該当しない難聴者への支援をとということ。不幸ゼロのまち実現に、加齢による難聴の生活困難者ゼロを加えていただきたいとのご質問でございます。

令和元年12月定例会では、難聴対策としての補聴器購入費助成に関するご質問をいただき、補聴器が医療機器であることなどから早急な制度設計は困難であるご答弁させていただきました。

高齢者の聴覚障害の進行に関しては、聞こえにくいことがコミュニケーションの妨げとなり、孤立や不安といった心理的、情緒的にも影響を与え、社会との交流が減少してしまう等、認知症の要因にもなると認識しています。

町の第8期江差町高齢者福祉計画では、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を目指しており、町独自の購入費用助成という形では無く、地域包括では、聞こえが悪いことで生活に支障があると相談があった場合、また、そのような状況にある高齢者がいた場合、それぞれのケースに応じて、医療機関への受診につなげることや適切な機関へつなげるなど、高齢者に寄り添った支援をすることを進めておりますのでご理解願いたいと思います。

次に3点目のヒアリングループの設置のご質問でございます。

現在販売されている補聴器には、ヒアリングループの信号を受信することができる機能が備わっている補聴器もあり、ヒアリングループを設置することで、今までは、周囲の音やマイクの反響などにより聞こえづらい環境から、直接、補聴器にマイクの音などを届けることができ、クリアに聞こえることができるものになっております。

磁気ループと言われるヒアリングループの設置についてですが、施設の規模、大き

さ、人数により異なることや敷設型、携帯型といったタイプもあり、具体的な金額の算出までには至っておりませんが、どんな場面で活用が必要かということを見定めるとともに、函館難聴者協会などで、ヒアリンググループを貸し出ししているとの情報もありますので、借りることができる場合は、聞こえ具合の確認やヒアリンググループの信号を受信するための補聴器のボタン操作など、どのような音声状況になるのかを確認する意味で、試験的な実施を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

最後は、最後のヒアリンググループについては、実験的な部分でやってみたいと。

この点については、一定程度、半歩、4分の1歩くらいは前進かなと思うんですが、後はですね、とてもでないけども、これ町長の答弁かと。あまりにも冷たい。

法律に適用している人が今、11人。

これって実際手帳を持ってて、手帳を持ってるのが全部11人なのか、手帳はあるけども結果的に11人なのか分かりませんが。

やっぱりね、法律の基準があまりにもハードルが高い。

たった11人で、ましてや町の支援の事を聞きました。

答弁を聞いて本当にびっくりですね。

江差町としては、結果、結果なにかあったら、え、なに、地域包括だかなんだかで対処していきます。せめて早期発見とかですよ、江差町として頑張って、そしたらなんか少しでも事前につかんで、そして補聴器までつなげていくとか、そういう手立ても含めて、できないんでしょうかね。

検討の余地がないんですかね。

それでちょっと、これ町長に聞いても仕方ないので、担当者、実態つかんでいない、この2年間結局何もやっていなかったということなんです、私の質問なんだったのかなと本当に今ね、もう自分自身が情けないと思っているんですが。

ところで、これどこでしょう、高齢あんしん課かな、私の再質問。

第8期介護保険高齢者福祉計画を作る時に、あれは全部じゃなくて抽出でしょうかね。アンケートを取ります。あの中に事実上聞こえのことについてのどの程度把握するようなアンケートがあったのかどうか。

策定された本、冊子にはちょっと分からないんですよ。

でも、アンケートそのものでは、もしかしたらあったのか、ちょっと分からないんですが、教えてもらいたい。

万が一、無いのであれば、致し方ないので、第9期の時にね、町独自でも、たしか他の自治体でやってるところありましたね。

かなり具体的に、耳の聞こえがどうなのかということのを浮き彫りになるようなアンケートを取ると、そういうことってできないのか。まあ今まであったとしたら、それちょっと教えてほしい。

それから、ちょっとついでに。これも高齢あんしん課になるんでしょうか。

考えてみたら、介護保険の申請、新規申請で、更新でもいいんでしょうかね。

あれって、結果的に生活の色んな困難性が浮き彫りになるような状態の人が多いと思うんですが、その時に、耳の聞こえということが具体的に、あらあなた耳の悪いのねとかなんとかってそういうふうに、ある程度押さえるということにはなっていないのかどうか。そこからある程度の数字って出てこないものなのか。

いずれにしてもね、先ほどの町長の答弁については要するに分からない。放置してるようなものですよ。

そこをちょっと教えて下さい。

ついでに、もうね、思い立ったからちょっと聞きますよ。

これ健康推進課なのかな。特定健診に、課長ごめんなさい、ね。

特定健診に難聴とかなんとかが加えることできないんですか

残念ながら特定健診には難聴ってないですよ、難聴健診。

これを町で、任意で調べるとか。

いずれにしても、沢山の人がね、残念ながら検査もできない。我慢する。もう仕方がない。結果的にそれが認知症だとか引きこもりだとか、いろんなところに結果的になるんですよ。

結果的に介護保険料は高くなるんじゃないんですか。

はやり可能な限り、町として、いわば介護予防といいますか、健康づくりといいますか、やれることなんぼでもあると思うんですが、どうでしょうか。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

今の小野寺議員の方からのご質問で、まず一つ目が、第8期介護保険計画の調査の中にあっただか、一つ目。

もう一つが、介護保険申請時に浮き彫りになるのではないのかという2点だったかと思うんですが、お答えさせて頂きたいと思います。

第8期計画の策定時には、計画策定の時に身体状況とかというのは、介護申請時でも使っている基本チェックリストの項目が基本科目になっております。

で、その中に、特に聴力とか補聴器の使用というところまで掘り下げた項目は入って  
ないです。

そういうふうな状況の中で、そこの部分というのは、町独自で項目を追加することは  
可能だというふうになってる部分ですから、第9期の計画を策定をする際には、様々な  
項目があるんですが、聴取をして、この聞き方も含めてですね、検討を、議論をさせて  
頂きたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

で、介護保険の新規申請で浮き彫りになるのではないかとというご質問なんですが、ご  
質問のとおり、介護保険の申請の時に認定調査といって、各家庭の本人のところに行く  
んですが、第1群、要は身体機能とか座っていられるかとかという動作を調査する項目  
あります。その中には聴力含まれています、間違いなく。それは4段階で聞こえの度合  
いがあるって、最後ものを聞いていることの理解ができるかどうかというところまで入っ  
ていく調査ですから、個々にはどのような状況であるかというのは、その段階で十分把握  
をすることができますので、浮彫りにというご試問の部分でいきますと、そういうところ  
で適切、判断したうえで、それぞれのサービスに繋げるといふ、そういう対応をしてい  
るとご理解頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員からの早期発見という視点での質問かと思えます。

で、まず特定健診に新たに聴覚検査を加えることができないかということなんです  
が、加えることは、単費で行うということは可能だと思います。

ただ、今江差町が業者に委託、健診の委託をしている業者がそれを受け入れて頂ける  
かというか、その確認は必要になってくるかなということと。

あと、特定健診という形であれば、国保の方のみになるというところも視野に入れて  
いかないと、議員がおっしゃるその全体的なところというのは、なかなか難しいところ  
もあるのかなというふうには、今思っております。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと時間が無いので、ちょっと意見に留めますがね。

要するに高齢あんしん課だって、やろうと思ったらそこに繋げる手段だってある。  
だけど実際繋がってませんよね。

是非ね、実態把握とそれからその結果浮き彫りになるであろう方々の対処、それは町長の決断しかないと思うのですが、国がやらないんであったらせめて江差町としてもこれまでやると、是非決断して頂きたいと思います。

要望に留めて、最後にいきます。

教育委員会になりますが、表題が小中学校にスクールカウンセラーの配置をということであります。

私、議員で20年、30年近くですか。子どもの色んな相談を受けてまいりました。いじめの問題、不登校の問題。

で、結果的には、やはり今の学校の職員の体制がなかなかとれない。相談体制がとれない。学校、教育委員会との連携等、色んなことが、私はあったかなと思ってんです。

それで、改めて現在の色んな困難抱えているのではないか。そういう中で、どうなっているかということについて、お聞きしたいと思います。

それで、実はスクールカウンセラーですが、子どもの抱える様々な問題、先ほどいったいじめだとか不登校だとか、色々あります。

その解決のために、1997年度からというのはあってるでしょうかね。もし違ったら教えて頂きたい。文科省の事業として心理専門家、スクールカウンセラーの学校配置が位置付けられております。といっても、常設ではないんですね。大変不十分な中なんです。

で、それで、江差町も小学校中学校、不登校、いじめ、大きいことから小さいことから、もう様々な課題が今も直面していると思います。

これらは、文科省の色んな通達等々と、今の到達点を見れば、やはり早くその状況を見つけて、早く対処する。それも専門的な立場から対処する。そういうことが今言われております。

そういう意味で、スクールカウンセラーの位置付けというのは大変重要なものになっております。

先ほど言いました、常備というか常設ではないんです。

それで、本当に私もみてて困ったなと思ってんですけども、そういう専門的な機関とかですね、北海道とか色んなところから、常設は予算的に難しいとしても、何かあれば、本当にそういう事例に定期的に、集中的に対処のために派遣してもらおうとか。そういうことでもない限り、とてもでないけれども、今あるであろう江差町の小学校中学校の色んな課題、課題。とてもでないけど対処できない、と私は見ております。

その点について、ご見解を伺いたいと思います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

小野寺議員のスクールカウンセラーの学校配置に関するご質問にお答えいたします。

現在、当町では北海道公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、毎月、中学校区ごとにスクールカウンセラー各1名の派遣を受けております。

当カウンセラーは、臨床心理士資格を有する者1名と、児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者1名となっており、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、援助等の職務を担うものとされております。

また、心理、福祉等の専門家で北海道教育委員会から任命されている北海道教育相談スーパーバイザー制度を活用し、学校、教職員等及び児童生徒、保護者に対し、通信技術を通じ、双方向かつリアルタイムで教育相談等を行う取り組みを行っております。

以上のように、当町では心理の専門家を常備できていないことから、定期的に北海道教育委員会のスクールカウンセラー事業等を活用している状況となっております。

今後、町教育委員会としましては、複雑、多様化する不登校やいじめなどの教育課題に対し、心理に関する専門的有資格者を確保することも課題と捉えておりますが、現状においては、北海道教育委員会のスクールカウンセラー事業の積極的な活用や、教育局などの関係団体との連携など、各種取り組みを通じ、困難案件に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

これは町長、町長も、今の法体系からいけば教育委員会と連携を取りながら、予算等措置できるというのもあります。

それで、これは確かに人材がいるか、臨床福祉士、そういう専門家が地域にいるか。あと予算。色々あるかもしれませんが。

檜山管内でも、江差と同じくらいの人口規模、予算規模で、町で、町単独でその専門家、臨床福祉士の人を配置して複雑な案件に、きめ細かく対応していると。

ですから、あとは人を見つけるか。予算を付けるか。

まだまだこれからますますこういう困難なケースはあると思います。

子どもの1日は我々の、もう比較できないくらいの大事な1日。それが半年も1年も状況が何も変わらないで放置されているということが、あってはならない。

可能な限り対処するということでは、私、これ、教育長と町長、全力を尽くしてその対応について、もちろん専門家を置けばそれ全部解決するとは言いませんが、大きな解決の糸口になるのははっきりしている。

これは是非、町長教育長、特に予算、人を見つけるということは町長も含めて、全力で尽くして頂きたいと思いますが、その点についてご回答を頂きたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

ええと、スクールカウンセラーの配置につきましてはですね、教育委員会としてもただ今大きな課題と捉えているということは、今申し上げました。

本当にスクールカウンセラーにつきましてはですね、誰でも良いというふうにはいきません。本当に経験が豊富で、かつ有資格者等の人材確保というのが、現状では難しい状況であることは事実であります。

現在、道教委が実施しているスクールカウンセラーの派遣、これについてはですね、この拡充についてはですね、道教委へですね、今まで要望しておりますし、これからもですね、強く要望してまいりたいと思いますし、また、スーパーバイザー制度を含めてですね、スクールカウンセラー制度につきましては、学校としても保護者の方にも周知していますが、より丁寧な周知を図るなど、合わせてですね、相談事案も複雑なケースもございますので、安心して相談できるような、そういった体制もですね、体制作りにもですね、意を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、いいですね。

はい、町長。

「町長」

今、予算の関係等もあり、教育部局ではなく、我々町長部局として私に質問を頂いたのかなというふうに思います。

今年、教育大綱、私の名前で改正をさせていただきました。

その1番の目標は、江差町に住む子ども達の誰一人取り残さない、その教育方針に基づいて、この間教育行政、教育部局とも連携しながら取り進めているつもりでございます。

旭川の悲しい事件、事故、なんというか、事案。こんなものを江差町で絶対発生させてはいけないし、そういう子ども達にどう寄り添って、向き合って、教育行政を考えていくのか、人口減少の中で子ども達の数は減りますけれども、だからこそ、目も届き、そして大事にこの地域でみんな育てる環境を作っていく必要があるのかなというふうに思います。



そういう中でいじめや不登校、そういった問題をどう解決していくのか、しっかり教育行政の中で向き合って、必要な予算化というのは積極的に前向きに今後考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問は終わります。

小野寺議員、質問だけをして下さい。

1時間あるからって1時間たっぷり使わなくてもね、やっぱりしゃべりきらなかったかもしれないけども、質問だけでおさえて頂きたいというふうに思います。

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を終結いたします。

(議長)

日程第7、承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に係る経費につきまして、令和3年12月6日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、承認第1号でございます。

議案書3頁をお開き願いたいと思っております。資料は、No.2の方の7頁となりますので、

お聞き願いたいと思います。

専決処分いたしました補正予算、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）先行給付金について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、ほぼ毎日のようにテレビ、新聞等で報道されておりますので、概要の方はご承知の事と存じますが、改めて簡潔に説明いたしますと、国では新型コロナウイルスの経済対策の1つといたしまして、児童手当の所得制限以下の世帯の18歳以下の子供1人に付き、10万円相当の給付を行う事としております。

そのうちの現金5万円については、児童手当を受給している世帯は、公務員を除いて年内を目途に、それ以外の世帯は、年明けを目途に支給する事とされていまして、早急に取り進めるため専決処分いたしましたものでございます。

給付の事務の流れといたしましては、年内給付の対象世帯については、通知を送付し受け取りの承諾の確認をしたのち、口座に振り込むという流れとなっており、それ以外の世帯については、申請書を提出していただいたのち支給するという、そういうふうな流れになってございます。

補正額につきましては、4,434万8千円で、全額国庫支出金が財源となります。説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので。  
誰。  
塚本議員。

「塚本議員」

令和3年子育て世帯等臨時特別支援事業について私から質問させていただきますが、担当者からも、今、説明があったとおり、自治体に子育て支援の現金給付という事ですが、自治体が現金での全額給付を希望した場合、基本的に認める方向で、今、調整に国が入っているというふうに、私自身、見えています。

一部の市町村では、既に、現金給付の移行を示している地域もあり、江差町においても、この次の5万円相当、総額として10万円相当という事になりますが、18歳以下の保護者の皆さんは、クーポンではなく、全額、現金給付を望んでいると思われま

江差町のスタンスも明確に示していく必要があると思いますので、町の考え方をお伺いします。

(議長)

はい。町長。

「町長」

ご質問いただきました、今、国会などでもですね、非常に議論が重ねられていて、総理大臣も、色んな発言をされているというふうに認識しています。

そういう中で、日々変わるこの状況を見極めながらという事はありますけれども、江差町としては、クーポンではなく現金で支給をしていきたいというふうに考えています。

ただ、その一方で、国の方は、現金の10万円の一括交付、給付というところも言っていますけれども、なかなかそれが、事務が追いつかなくて、年内の給付を目指している江差町としては、まず、先に5万円を年内に支給をさせていただくというような手続きを今、とらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

承認第1号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認を求める事について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第8、議案第1号、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてでございます。

地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まちひとしごと創生寄附活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当参事より説明いたしますので、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

まちづくり推進課長、参事。

「まちづくり推進課参事」

はい。それでは、私から、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、概要を説明いたします。

議案書は16頁、定例会資料は1頁、資料1をご覧ください。

まず企業版ふるさと納税制度の概要についてですが、同制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して、企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みで、既存の軽減措置と併せて、最大9割の優遇措置を受けられるものです。

留意事項といたしましては、10万円以上の寄付が対象となり、本数が所在する地方公共団体への寄付は対象となりません。

当町が認定を受けている地域再生計画は、江差町まちひとしごと創生推進計画といたしますが、計画の内容は、国の制度改正を踏まえ、当町の第2基総合戦略の全てを包含するものでございます。

総合戦略で掲げる、江差ならではの仕事づくり事業にたいする寄付であれば、同制度

による優遇措置が受けられるものであり、産業振興から観光、子供子育て支援を含めて幅広い分野で活用できます。

企業版ふるさと納税で基金を設置する取扱いにつきましては、国のQ&Aで規定されているところですが、基金の要件といたしましては、1点目として取り崩し型である事、2点目は、条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定される事、3点目は、基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれる事、とされてございます。

また、基金条例の案につきましては、内閣府と事前相談する事が義務付けられておりますので、既に、その内容が完了している事を申し添えさせていただきます。

基金の設置によるメリットといたしましては、企業版ふるさと納税は、原則として寄付を受けた当該年度の事業に寄付を充てる事になっておりますが、本基金を設置する事で翌年度以降の事業にも寄付を寄付金を充てる事が可能となります事から、寄付金を柔軟かつ最大限に活用する事ができます。

また、この事によりまして、企業が当町に寄付をしやすい環境を整える事にもなります。

ここで例をあげますと、今後、かもめ島拠点整備が具体的にになった段階では、翌年度以降の事業に備え、企業版ふるさと納税を募集する事もできます。

また、今年10月に申請した信金中央金庫による企業版ふるさと納税、SCBふるさと応援団とありますが、これに町は3ヵ年で、さけます類、及びなまこの増養殖、実証試験事業を行う事で申請をしておりますが、これが仮に採択となった場合には、来年2月に寄付金が一括交付されますので、その受け皿としても整備しておく必要がございます。

次に、条例の概要です。

この条例は、第1条にありますように、企業版ふるさと納税を適正に管理運営する事を目的としたものであり、その内容は、一般的な基金条例と同様の枠組みでございます。

従いまして、説明は概略とさせていただきますが、第2条では、基金は予算の定めるところにより積み立てる事、第3条では、管理について規定をしており、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない事としております。

第5条では、処分について、基金は設置目的に従い、つまり企業版ふるさと納税を活用する地方創生事業に使用する場合に限り、予算に計上して処分する事ができる事としております。なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものであります。

最後に補足ですけれども、町には今年の3月定例会で、議決を頂きましたかもめ島交流拠点づくり基金という基金もございます。

違いについてという事ですが、こちらの方につきましては、寄付の目的をかもめ島周辺の交流拠点づくりに限定をされており、かつ個人が行うふるさと納税による寄付金や企業版ふるさと納税の対象とならない法人及び個人の一般寄付金を積み立てる基金としております。

以上、提案申し上げますので、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

産科医療補償制度の加算額見直しに伴う、出産育児一時金の額の改正に伴い、江差町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

議案書17頁、定例会資料3頁をお開き下さい。

健康保健法施行令等の一部を改正する政令が交付され、その内容は、令和4年1月1日から出産育児一時金に加算されている産科医療保障制度の掛け金が引き下げられる事を受け、一時金を増額し総額を維持するというようになっており、この政令改正に伴い国民健康保険条例の出産一時金の規定を40万4千円から40万8千円に改正し、令和4年1月1日から施行するものでございます。

これにより、総額42万円を維持する事になります。

以上で、説明終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第3号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第14号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第14号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る16の事業、不要額が見込まれる事業の減額、繰越明許費及び債務負担行為、また、3回目のワクチン接種に係る経費などの補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,933万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,571万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第3号、一般会計補正予算の14号でございます。

補正予算構成表でご説明申し上げますが、4頁にわたっております。議案書の20頁から23頁となりますので、よろしくお願いたします。

また、補正の内容によりまして、それぞれ3つに区別しておりますが、最初に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業をご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止対策Web会議システム拡充事業です。

資料は、5頁となります。

新型コロナウイルスの影響で、リモートによる会議を行う機会が増えたことから、庁舎の一室をWeb会議室として整備していきたいと考えており、そのための備品、テレビやテーブル等を購入するものでございます。

補正額は90万7千円でございます。

次に、江差町公共交通事業者緊急経済策支援事業でございます。

資料は、6頁となります。

公共交通機関の利用者が減少し、経営に影響が生じている事に鑑み、事業継続の一助として支援するものでございます。

具体的には、営業所で保有している車両台数1台につき30万円を交付するもので、補正額は270万円としてございます。

次に、町内会及び自治会への活動支援事業でございます。

資料は7頁をご覧願います。

活動縮小、あるいは自粛を余儀なくされている町内会、自治会に対しまして、新しい生活様式に即した感染予防対策を整備してもらうため、交付金を交付するものでございます。

交付金につきましては、1団体当たり10万円としており、事務費も含め補正額は322万円としてございます。

次に、少しイレギュラーな説明となりますが、トイレ改修の方は、最後にさせていただきまして、3つ飛びまして、常設保育所費の町立保育園感染予防物品購入でございます。

資料は、8頁をお開き願います。

園児の食事の際の飛沫感染防止のために、アクリル板を設置するために経費を補正するもので、補正額は97万4千円でございます。

また、1つ飛びまして、農業振興費の農業経営持続化支援給付金事業でございます。

資料は9頁となります。

新型コロナの影響で、米をはじめ、農産物全体の価格の低迷が長期化していることから、農業経営の維持と経営の安定化を図るため支援金を給付するものでございます。

対象者は、今年4月1日以前から町内において営農しており、前年度の販売金額が50万円以上の個人及び法人などで、詳細は資料をご覧くださいと思います。

給付金につきましては、原則として1世帯1人に給付し、一律3万円の均等割りのほか、生産品目別にそれぞれ十アールにつき2千円ないしは、500円としてございます。

補正額は1千万円を計上してございます。

次に、漁業経営持続化支援給付金事業でございます。

資料は10頁となります。

農業と同じく新型コロナの影響で魚価の低迷が長期化している事に加え、燃料高騰による経費負担の増加も追い打ちをかけている漁業者に対して、経営の維持と安定化を図るため、支援金を給付するものでございます。

対象者は、町内に住所を有する漁業江差支所に所属する正組合員で、給付金は一律3万円の均等割りのほか、保有漁船のトン数規模に応じて、5万円から20万円としてございます。

補正額は731万円でございます。

次に、また1つ飛びまして、観光費のコロナ禍における文化保存伝承支援事業でございます。

資料は11頁となります。

姥神祭りも含め、様々なお祭りや行事、イベントが2年連続して中止となるなど、郷土芸能の練習や発表する場も失われてきたところでございますが、規制も一部緩和された事から、保存伝承に繋がるよう練習発表の機会を創出していくものでございます。

事業主体は、観光コンベンション協会と、町から補助金として支出するものでございます。

補正額は150万円となっております。

次に、港湾整備事業特別会計繰出金江差奥尻航路支援事業でございます。

資料は、12頁でございます。

新型コロナウイルスの影響で、観光客の利用が遠のいている事から、航路の維持の一助とするため、フェリー乗り場として使われている港湾センターの使用料を減額するものでございます。

減額は、年間使用料の2分の1の70万2千円で、特別会計の収入を減額いたしますが、その分、特別会計の収入が減少するため、補填として一般会計から繰出しをするものでございます。

補正額については、同額の使用の減額と同額の70万2千円でございます。

次に、冬期間における子供等の居場所づくり事業でございます。

資料は13頁となります。

新型コロナウイルスの拡大に伴い、行事やイベントなどが中止となり、郊外での遊びなどの機会も減少してきている事から、冬でも家族で遊びに出かけられ、交流が出来るような場を提供するため、運動公園の駐車場に雪山で作った滑り台を製作するものでございます。

雪の降る量にもよりますが、1月上旬から2月下旬の間の10日間から2週間程度での開設を予定してございます。

補正額は125万9千円でございます。

次に、公共施設を活用した子供等の居場所づくり事業でございます。

資料は14頁でございます。

天候に関わらず、伸び伸びと子供達が遊べる場所を提供するため、大型遊具をレンタルして、遊び、あるいは交流する場を設けるものでございます。

場所は、文化会館大ホールを予定しているところでございまして、2月の2週間程度の開設を予定しております。

補正額は144万4千円でございます。

次に、トイレ洋式化の改修6事業でございます。

資料は15頁となります。

トイレの洋式化につきましては、こちら資料の方でご説明申し上げます。

内容としては、全部で9施設の和式トイレ25箇所を様式トイレに改修するもので、老人福祉センターと保育所2箇所、運動公園、人材開発センターと集会施設3箇所、それと商工会となります。

商工会については、補助金として支出するものでございます。

補正額は9施設併せまして、2,027万8千円となります。

財源は、臨時交付金の充当残の全て充当し、残りは一般財源としております事から、国庫支出金が212万7千円で、一般財源が1,815万1千となるものでございます。

臨時交付金事業の補正額合計でございますが、また、議案書の方に戻っていただきまして、20頁の一番下段のところでは、

合計ですが、5,029万4千円で、財源は国庫支出金が3,214万3千円。一般財源が1,815万1千円でございます。

次に、減額補正となります。

21頁、22頁でございます。

内容といたしましては、主に新型コロナウイルスにより、会議や研修が中止になったり事業自体が中止になったりしたもの、あるいは、当初の見込みよりも実績が下回ったもの、また、入札先などにといった事由により減額したものでございます。

それ以外の事由のもので、特に説明が必要なものだけを説明させていただきます。

まず、21頁の6行目となります。

戸籍住民登録費の戸籍システム、住基システム改修（法改正）対応でございます。

令和5年度から国外転出者によるマイナンバーカード公的個人認証の利用や戸籍の広域交付ができるようにするため、電算システムの改修を予定しており、当初予算に計上していましたが、その内の一部、戸籍符合システム取得に係る業務が翌年度での実施とされた事から、それに係る予算39万6千円と国庫支出金を同額減額するものでございます。

次に、1つ飛んで、社会福祉総務費の第5期江差町地域福祉計画策定業務でございます。

財源の一部について、広域財団法人地域社会振興財団からの交付金を予定していましたが、不採択となった事から減額をするものでございます。

見込んでいた交付金に係る額210万円を減額し、端数調整の関係から、一般財源を1千円増額しております。

事業自体は、事業の実施内容を見直すなど、経費を圧縮して実施してございます。

また、1つ飛んで、老人福祉費の後期高齢者広域連合療養給付費負担金でございます。

過年度の生産に伴う減額で、令和2年度の負担金が確定したため、生産額241万5千円を今年度の負担金で相殺する事となりました事から予算を減額するものでございます。

次に、2つ飛んで、予防費のインフルエンザ予防接種支援事業でございます。

新型コロナウイルスの交付金の充当事業として補正しておりますので、当初予算で計上していた分、316万8千円を減額するものでございます。

減額補正の合計でございます。

22頁の一番最後の行となります。

補正額合計では、3,376万9千円の減額となり、国庫支出金が39万6千円、道支出金が50万円、その他特定財源が938万円、一般財源が2,349万3千円、それぞれ減額となっております。

次に、一般事業の補正でございます。

23頁となります。

まず職員人件費、会計年度任用職員でございます。

マイナンバーカードに関する事業で、人件費の財源更正をするものです。

マイナンバーカードが被保険者証として利用できる事となった事から、カードの普及と利用の促進を図るため実施する事業で、会計年度任用職員の経費と周知用リーフレットの印刷経費について、10分の10の国庫補助金が交付されますが、その内の会計年度任用職員の人件費に相当する額を充当するものでございます。

補正額自体はゼロでございますが、国庫支出金を69万9千円増額し、一般財源を同額減額してございます。

次に、役場庁舎管理でございます。

燃料価格が高騰しているため、施設の燃料に係る予算が不足する恐れがあることから、増額の補正をお願いするもので、補正額は242万7千円、全額一般財源でございます。

次に、旧江光ビル跡地活用基本計画策定でございます。

資料は16頁をご覧いただきたいと思えます。

当初予算で計上していたものの増額の補正でございます。

跡地活用の基本的な方針が定まってきた事に伴い、施設の規模もおおよそ想定がされる段階となってきましたが、当初の想定を上回る規模であり、計画策定の委託料は、当初の想定規模で積算していたことから、予算の増額をお願いするものでございます。

補正額は104万5千円、全額一般財源でございます。

次に、生活交通路線等維持費補助でございます。

資料は、17頁となります。

例年12月定例会で補正をお願いしているもので、函館バスが運行している地域間幹線系統の檜山海岸線などや広域生活交通路線の江差八雲線、町単独路線の稲見線など、計12系統の路線について、生活路線維持のために補助しているものでございます。

補正額は1,949万2千円、全額一般財源でございます。

なお、資料の5、その他に記載してございますが、八雲熊石線の道補助金が現時点で未確定となっておりますことから、八雲熊石線の金額は、前年度の金額としております。

今後、確定する道補助金の金額によっては、さらに増額の予算補正をお願いする事もございますので、あらかじめ、ご了承願いたいと思えます。

次に、令和2年度子供子育て支援給付金に係る返還でございます。

放課後児童健全育成事業などの事業に係る補助金について、実績報告による精算に伴い、返還金が生じたので補正をお願いするものです。

補正額は33万1千円、全額一般財源でございます。

次に、国民健康保険費特別会計繰出金（マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業）でございます。

先程、職員人件費の際に説明いたしました、マイナンバーカードの復旧と利用の促進を図るための事業で、周知用リーフレットの印刷経費について、国庫の特別会計で計上いたしますので、繰り出し金を補正するものでございます。

補正額は5万2千円、国庫支出金が14万4千円で、一般財源を9万2千減額するものでございます。

次に、権利擁護人材養成研修でございます。

資料は、18頁でございます。

成年後見制度における市民後見人を養成するため、北海道社会福祉協議会が開催する市民後見人養成講座のWeb会議を受講するための受講料について、補正をお願いするも

のでございます。

補正額は20万円、全額道補助金でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業でございます。

先程の職員人件費と国保会計繰出と同様で、マイナンバーカードの関する周知用リーフレットの印刷経費について、後期高齢者特別会計で計上するため、繰出し金を補正するものでございます。

補正額は5万2千、国庫支出金が5万1千円、一般財源が1千円でございます。

次に、在宅型総合福祉施設管理でございます。

こちらも燃料価格が高騰している事による施設の燃料費の増額補正のお願いで、補正は105万5千円、全額一般財源でございます。

次に、学童保育所備品整備でございます。ネッツトヨタ函館株式会社様からの企業版ふるさと納税10万円を活用して、町立学童保育所の感染予防対策のため、加湿空気清浄機を購入するものでございます。

補正額は14万8千円、その他財源が寄付金の10万円で、残り4万8千円が一般財源でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（3回目接種）です。

資料は、No.2の方となります。9頁をご覧願いたいと思います。

3回目の接種に係る経費で、看護師の報酬や会計年度任用職員の給与、時間外手当や接種委託料、コールセンター委託料などで、これまでの内容と同様の内容となっております。

行政報告等々と重複いたしますけれども、内容といたしましては、接種対象者は2回目接種から8か月が経過した18歳以上の方で、12月下旬頃から医療従事者から接種を始め、順次、高齢者施設、65歳以上の方、以下の方と進めていく予定でございます。

実施方法も基本的にはこれまでのやり方を踏襲しつつも、日時を指定して通知する方法をとっていく事としてございます。

補正額は2,277万4千円、全額国庫支出金でございます。

次に、追分会館管理でございます。

こちらも、燃料価格の高騰による施設の燃料費の増額の補正のお願いで、補正額は23万円、全額一般財源でございます。

次に、公共下水道事業特別会計繰出金（新給食センター公共柵新設工事）でございます。

資料は、19頁でございます。

公共柵の新設工事費については、当初予算で計上していたものでございますが、現地調査により、接続管渠の当初の想定ルートを変更する必要が出てきました。

それにより、施設延長が伸びた他、接続管の口径なども変更する事となった事から工事費が増加するため、補正をお願いするものでございます。

補正額は500万円、全額一般財源でございます。

一般事業全体の補正額合計は5,280万6千円で、財源は国庫が2,366万8千円、道が20万円、その他が10万円、一般財源が2,883万8千円となりました。

全て併せての合計といたしましては、補正額合計で6,933万1千円、国庫が5,541万5千円、道費は30万円の減額、その他特定財源も928万円の減額、一般財源は2,349万6千円の増額となりました。

次に、27頁をお開き願いたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございます。

旧江光ビル跡地活用基本計画策定でございますが、これから契約締結事務を取り進めていく訳ですが、年度内に完了する事が困難なため、翌年度に予算を繰越しするものでございます。繰越し金額は984万5千円となります。

続きまして、28頁をお開き願いたいと思います。

第3表債務負担行為の補正でございます。

上3つ、役場庁舎警備委託、清掃委託、それから、在宅型総合福祉施設の清掃委託につきましては、例年お願いしてございますが、新年度直ちに事業を実施する必要があるもので、予算の執行が可能となる4月1日以前に、入札、契約の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、入札などで特に日にちを要する事業について、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

債務負担行為の期間はいずれも令和3年度から令和4年度で、限度額は記載のとおりとさせていただきます。

次に、地域づくりポイント付与でございますが、サツドラホールディングスと連携したキャッシュレス化事業の一環で、江差エゾカードで買い物した場合、一定割合が町に還元され、その還元金を財源として、町の健康推進事業などへの参加者へポイントを与える取り組みでございますけれども、年度変わりにおいても、切れ目なく円滑に事業ができるようにするため、債務負担行為を設定し、年度開始前に契約締結などを進めるため、補正をお願いするものでございます。

債務負担行為の期間は、令和3年度から7年度まで、限度額は、ポイントカードサービスに対するポイント発行及びポイントの管理に係る費用のうち、江差町が負担すべき額としてございます。

以上で、説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「飯田議員」  
議長。

(議長)  
飯田議員。

「飯田議員」

ただ今説明をいただきました、冬期間における子供の居場所づくり事業であります。

一般質問でちょっと触れましたけれども、期間は1月から2月、期間は2週間程度というふうになっておりますけれども、屋外でありますから、天候に左右させる部分もありますけれども、せっかく予算使って、ちょっと2週間程度なら短いような気がするんですよね。なんで、もう少し長くできなかったのか。

それと、例えば、曜日を区切って、週末やるとか、各1日におきにでやるとか、そのへんの細かいような、日程は組まれているのか。

もう1点は、文化会館の居場所づくり事業でありますけれども、これ、教育長の方から冒頭説明いただきました。可動式の座席の、それいかんによっては、変わるという方向でありますけれども、これにつきましても、せっかく予算を使って2週間程度の開設でありますけれども、もう少しこう、長く設定するような、方向、方法はなかったのか。

この2点について、お尋ねします。

(議長)  
誰答えるんだ。  
社会教育課長。

「社会教育課長」

それでは、飯田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の冬期間における子供の居場所づくり、これは運動公園の方に雪山を設置して、遊び場として開放するという事になりますが、まず期間につきましては、先程も飯田議員からありましたとおり、天候状況に左右されるという状況の中で、1月から2月の中でという事で、今設定をさせていただいています。

これについても、今後の天候状況によって期間というのはかなり変わってくるのかなと思いますが、1つは長くできないかという事ですが、その雪の降る期間というのがどのくらいあるのか。あまりにも長くしたときに、とけたりですとか、そのメンテナンスという部分も考えた時に、おおよそ2週間程度という部分でやっていって、もう1つは、その後にあるその室内でやれる部分というのも含めて、外と中でという事での切り



替えを考えた中で、だいたい2週間程度という事を、まずさせていただいたという事でございます。

それと、曜日を区切ってというような状況もありましたけれども、今回、この雪山を設定する段階で、そのまま多分放置をしても、誰か監視をしなきゃいけないのかなという事もあって、運動公園の管理棟の方に、管理人みたいな形で一定期間、監視をしていただこうかなという事で、それも含めて日程を2週間程度という事で設定をさせていただいたという事でございます。

曜日を区切るとなると、なかなかその雪山をつくったままでするので、区切ってというのもその期間、自由に遊べるような形で継続していきたいなというふうに考えてございます。

それと、文化会館の部分でございますが、可動席の部分は別としまして、2週間程度としたのは、この雪山の後に、今度、2月にイベント等文化会館で利用という部分もありますので、そういったところを考慮しながら約2週間程度、あとは遊具等ですね、レンタル等も含めて中で、ある程度一定の期間を考えた中で予算的なものも含めて2週間程度というところが妥当なのかなという事で、内部では協議をさせていただいて、設定をさせていただいたものでございます。

(議長)

はい。いいですね。

「飯田議員」

はい。分かりました。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

1点だけですね、絞って質問したいと、質疑したいと思います。

私の個人的な事で休暇している間にですね、皆さん協議された事で、不明な点があるかと思いますが、そこはちょっとご勘弁して頂きたいと思います。

まず、旧江光ビル跡地の活用基本計画についてですね、今般104万5千円追加補正して、総額984万5千円の予算措置がなされようとしております。

これは、令和4年、来年8月末のですね、事業期間で例を見ているんですけども、これは町長選挙もあるしですね、繰越明許でやるっていうのが、これ政治の世界では、常識な事だとは思いますが、それは問題ではございません。

ただですね、ここでしっかりですね、私は確認をしたい事がございます。

2点あります。

まず1点。

道道江差停車場線のですね、交差点改良はですね、今、皆さんで考えてきた全員協議会で説明した、商工会と団体等へも今説明したこの急カーブ解消は、もうないと見ていいんですか。これ誰が答弁するんだ。

この江光ビル跡地のこの問題の中で一緒に解決するという方法は、もう考えていませんというなら、考えていませんとはっきり言わなきゃ駄目ですよ。うやむやにして。これ、まず1点。

2点目。委託業務の内容。

どういう建物、建つかまだ詳細出ていません。ただ、この予算のですね、業務に委託費の中で、(1)(3)番であります。地盤調査費。

これ、本当に地盤調査費というのは、必要なんでしょうか。

私の認識ではですね、あの江光ビル解体した時にですね、地下、あれ耐圧版になっています。コンクリート相当厚いと思いますよ。多分、耐圧版ですから20センチか30センチくらい、あるのかなあ。地中梁も残っているはずですよ。解体していないはずですよ。

こういうもの残ってですね、本当に地盤調査、どこやるんでしょうか。

これ、分かる方いたら、ちゃんときちっと答弁して下さい。

この2点だけ、まず、最初に質疑したいと思います。

以上。

(議長)

まちづくり推進課長、参事。

「まちづくり推進課参事」

ただいま、室井議員の方から、旧江光ビル跡地基本計画策定についてですね、2つのご質問をいただきました。

1つ目が、道道交差点改良の件でございます。

まず、この点からお答えをいたします。

全員協議会、これまでの中でもお示しをさせていただきましたとおり、この交差点につきましても、一度、旧土現、まあ函館建設管理部の方に相談をいった経過がありまして、一定程度、何て言うんでしょうか、話が終わっているという、解決というかですね、対応しないという返事をいただいた経過があるというふうに返事をしましたけれども、ただ、今回、コミュニティプラザ江差を仮称ですけれども、やるという事になりますので、改めて、あそこの跡地の使い方が今後具体的に生まれてくると、当時、相談した状況と異なってくる環境が生まれてきます事から、これは、基本計画を進めていくに

あたりまして、改めて、どんなような具体的な使われ方がしていくかだとかとか、そういう話の進捗状況と併せて、改めて、建設管理部の方には、相談に伺う必要性が出てくるものかというふうに思っています。これが1点目です。

2点目の地盤調査についての、どんなようなやり方が考えられるのだろうか、というご質問だったと思います。

ご承知のとおり、旧江光ビルの地下コンクリート構造物につきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律という事で適正な処理を行う必要があるという事は言うまでもございません。

で、今後ですね、基本計画が概ね策定するという段階になりましたら、直ちに檜山振興局の方におもむいて、その担当する生活環境課だとか建設指導課さんだとかにですね、ご指導を受けながら適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

その地盤、結構なものが入っているかという部分につきましては、当時の業務の成果品や、当時携わって下さった業者さん、あるいは発注者などに詳細を確認しながら進めていく事でも以前に回答しているところですけども、基本的には、今、地下の方に埋まっている、そのスラブというんですかね、地下埋設物を部分的に何か所かくり抜いた中で、その上で、あそこの敷地にはどれくらいの建物が建てる事が可能かというところをあたっていききたいというふうに考えてございます。

一応、そういう業務内容でございますので、ご理解の方をお願いいたします。

(議長)

はい。いいですか。

「室井議員」

はい、議長。いいですか。

(議長)

はい。

「室井議員」

参事ですね、一番目の答弁、私は、いい答弁だと思いますよ。そういう事なんですよ。

やっぱり、変わっていったらね、変わった対応するんですよ。言ったからね、なんだかったね、意地張ってね、やる事何もない。その時に合わせて、世の中に合わせてね、対応していく。皆が納得できる方向に対応していけばいいんですよ。なんだかった、やらなきゃならないというもんでもないよ。だから、そういう事も含めて、今計画をもつたらね、やってもらいたい。

もう1つはね、やっぱり、まちづくり推進課、尾山課長、ちゃんと聞いておいてね。いいですか。

まちづくりやるんだよ。ね、あそこだけ考えても駄目なんだよ。

向かいどうなってますか。何とかしなきゃ駄目だなあと、ね。もう老朽、個人の物だから、知らないではない。個人の物でもね、手間かかってもね、入っていくんですよ。

ね、江差町が是非、こういうふうにしたいんだと。協力してくれって言ったらね、協力しない人っていないと思いますよ。

要は、本気度があるかないかだ。それあればね、ちゃんと皆、応援する。そういう気持ちね、そういう気持ちで頑張ってもらいたい。

あと、今言った、地盤調査はね。

私は、あのね、長尾課長ね、こういう事なんだよ、無駄なね、お金、なるべく使うなと、そして、その分何かに使えと。こういう意味ですよ。

分かっている事はね、何もあそこに5階建て、6階建て、建てる訳ないっしょ。2階かその位のものだらね、杭なんかなくても、地盤いいですよ、あそこ。私、見てますから。いいから。無駄なもの、なるべくね、使わないで、余ったじえんこでね、違うところ、しなさい、そういう考えです。

そういう事も含めてね、副町長いいですか。そういう事含めて、私は善意で質問してるんですよ。前向きな善意で。

どう思いますか。あなた。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

旧江光ビル跡地も、ポイントだけ言うと、前よりもコンパクトなものに、実はする話までおりました。あとは、配置の問題、前回、室井議員さん、ちょっといなかったかも知れませんが。配置の場所によっては、いろいろと、また、それが道道と、どう噛み合うのかとか。戦略としては、少しでもそういったところ持ちつつですね、そういった配置の状況の中で捨ててはいないんですが、そういう状況だと、1つ。

それから、ちょっと、向かいの関係については、室井議員にご意見として賜りたいなというふうに思います。

それから、2点目のこの下のいわば、地盤というか、ここは、何度も言いますが、本当に室井議員も心配なさっての事でございますが、どれだけの過重、過重建物のですね、過重に耐えられるのかどうか含めてのそういう調査になりますんで、十分そこは注意してやらなきゃならない場所なもんですから、そこは、まちづくりの担当だけでなく、役場庁舎全体で今共有してございますんで、しっかりまずその拠店を整備してい

きたいと、このように思っていますので、よろしく申し上げます。

「室井議員」

分かった。

(議長)

いいですね。はい。

他に質疑希望ありませんので。(「議長」の声有)

誰、誰。

萩原議員。

「萩原議員」

はい。1点、質問いたします。

トイレの改修についてなんですけれども、今回の9施設、改修という事になっておりますけれども、今後の洋式化トイレの改修について、どれくらいの施設が残っているのかという事と、あと、私9月議会でかもめ島のトイレの洋式化等について質問し、答弁をいただきましたが、今回かもめ島の改修はないという事で、期間的な事もあるのかなと思いますが、その後、かもめ島のトイレについてはどのように考えているか伺います。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

トイレの様式化改修につきまして、2点、ご質問あったかでございます。

今回の9施設やって残っている公共施設はという、まず1点目のご質問かと思うんですが。

3箇所、まず、かもめ島、それから松の岱公園、それから港湾センターの3箇所というふうに認識してございます。

それから次に、その島のトイレの関係につきましては、萩原議員の方からも、以前、一般質問で質問されましてご答弁してるところでございますが。

島のトイレ、冬場はなかなかやはり、かもめ島、天候も穏やかでないというか厳しいという事で、冬場工事することが厳しいという事でございましたので、今回の補正は見送らせていただいたというところでございます。

それで、今後どう考えているのかという事なんですけど、ご答弁の内容でも説明しましたが、かもめ島は全体の環境整備というのは検討していかなければならない。そういった現状にあるいるというところで認識はしておりますが、木製遊歩道など、お金が、経

費が相当かかるものもございますので、なかなか、はっきりとこの場で明言する事ができないですけども、トイレも含めて、来年度以降の予算で検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

「萩原議員」

はい。

(議長)

他に質問希望ありません。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんね。

質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、令和3年度江差町一般会計補正予算(第14号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正につきましては、インフルエンザ予防接種支援事業など、所用の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ25万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,678万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてご補足説明いたします。議案書55頁をお開き下さい。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業でございます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための、被保険者に対する周知リーフレットの作成をするものでございます。

補正額は5万2千円で、財源はその他特定財源で、全額一般会計繰入金でございます。

次に、インフルエンザ予防接種支援事業でございます。

インフルエンザ予防接種支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、当初予算が不要となり、減額するものでございます。

補正額は75万3千円の減額で、財源は全額一般財源でございます。

最後に、令和2年度北海道国民健康保険、保険給付費交付金普通交付金返還でございます。

実績清算により、北海道に対する返還金で、補正額は44万7千円で、財源は全額一般財源でございます。

3事業合計で25万4千円の減額となります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,501万5千円とする



ものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、補足説明いたします。議案書67頁をお開き下さい。

マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業でございます。

先程、国民健康保険費特別会計補正予算でもご説明いたしましたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するため、被保険者に対する周知リーフレットを作成するものでございます。

補正額は5万2千円で、財源はその他特定財源で、全額一般会計繰入金でございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第5号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第6号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第6号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、新給食センターの建設に伴います下水道公共柵の新設工事に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出総それぞれ4億1,630万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明申し上げます。

議案書79頁の補正予算構成表で説明いたします。

新給食センター公共柵設置工事でございます。

資料は19頁の資料No.17となります。

先程、一般会計でも説明ございましたが、公共柵の新設工事につきましては、当初予算で計上していたものでございますが、管渠布設の設計するにあたりまして、現地調査を行ったところ、公共柵本管への接続管渠の当初想定していましたルートから変更となった事により、布設延長が伸びた他、接続管の口径なども変更になりました事から、工事費が増額となったものでございます。

補正額は500万、全額その他特定財源で一般会計からの繰り入れとなるものでござ

います。

説明は以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第7号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第7号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、港湾センター管理費に係る財源更正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書91頁での構成表となります。

江差奥尻航路支援事業でございますが、こちらの方も一般会計の補正でもご説明申し上げましたが、コロナの影響で、観光客の利用が遠のいているフェリーの支援のために、港湾センター使用料を2分の1減額するものでございまして、その分、一般会計から繰り入れをするものでございます。

財源更正でございますので、補正額自体はゼロでございまして、その他特定財源が70万2千円の増額、一般財源が同額減額となるものでございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15号、議案第8号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第8号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結についてでございます。

令和2年6月11日に議決した本協定について、事業費を変更する必要性が生じ、予定価格が5千万円以上の工事に係る請負契約の締結である事から、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、委託の対象、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事。

工事場所、江差町字砂川411番地6他。

委託期間、令和2年度から令和3年度。

委託の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団代表者理事長、森岡泰裕。

変更前の事業費、1億2,550万円。

変更後の事業費、1億1,673万円でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第8号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程16号、議案第9号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第9号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてでございます。

令和3年6月15日に議決した本協定について、事業費を変更する必要が生じ、予定価格が5千万円以上の工事に係る請負契約の締結であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、委託の対象、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センター他の建設工事。

工事場所、江差町字砂川411番地6。

委託期間、令和3年度から令和4年度。

委託の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団代表者理事長、森岡泰裕。

変更前の事業費、1億9,800万円。

変更後の事業費、1億8,600万円でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第9号、江差町公共下水道江差上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」(提案理由)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字陣屋町308番地48、若濱博氏、昭和23年5月2日生まれ、73歳を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと

と思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意する事に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、全員であります。

お座り下さい。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(議長)

日程第18、発議第1号、地球温暖化海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第19、発議第2号、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の提出を議題といたします。

(議長)



お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりであります。説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第2号、原案のとおり決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第20、発議第3号、高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、原則1割の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第21、発議第4号、加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出を議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりであります。

説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第4号については、原案のとおり決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

よって、少数です。

よって、発議第4号については、否決されました。

(議長)

日程第22、発議第5号、保健師。(「議長」の声あり)

なした、なしたって。

「飯田議員」

先程ご案については、賛成、多数。

(議長)

日程第21、発議、加齢難聴への補聴器の購入、これかい。(「はい」の声あり)

これはどうだったって言うの。

(議長)

では、改めてもう一回やるよ。

ちゃんと手を挙げる人、ちゃんと挙げたか。

(「一回議決したら、もう駄目だよ」の声あり)

(議長)

否決したべさ。

だから、私はちゃんと見てやったんだべ。

(「間違えたんだと思います」の声あり)

(議長)

なしに間違えるだや。

(議長)

だからもう一回やる。改めて。

駄目なのこういうことすれば。

いいですか。

小野寺さん、もう一回改めてやるというのは駄目なの。

(「駄目です」の声あり)

じゃあどうするの。

(「休憩を」の声あり)

じゃあ休憩してどうしたらいいですか。

(「議運の開催をしたら」の声あり)

今のままでいくんですか。

それとももう一回やるんですか。

議運を開いてやるんですか。

どうするんですか。

休憩中だから。

休憩しましたから。

休憩 14 : 37

再開 14 : 38

(議長)

休憩して、再開いたします。

少数だったということで、私も否決いたしました。

よって、発議第4号については、否決されました。以上。

(議長)

日程第22、発議第5号、保健師等の大幅の増員保健所機能の抜本的強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第5号について、原案のとおり決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

ちゃんと、勘定せ。

多数が。

挙手、多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

令和3年第4回江差町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さんでした。

協力ありがとうございます。

閉会 14 : 39

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員